

# 参議院農林水産委員会会議録第十四号

(一一一八)

第一百五十一回

平成十三年六月五日(火曜日)  
午前十時十六分開会

委員の異動

六月四日

辞任

井上 吉夫君

補欠選任  
日出 英輔君農林水産大臣  
副大臣

武部 勤君

笠井 亮君  
須藤美也子君

君及び小川勝也君が委員を辞任され、その補欠として岩城光英君、日出英輔君、櫻井充君及び高嶋良充君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

六月五日

辞任

三浦 一水君

補欠選任  
岩城 光英君農林水産副大臣  
大臣政務官

田中 直紀君

○委員長(太田豊秋君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

出席者は左のとおり。

委員長

小川 勝也君

補欠選任  
高嶋 良充君

農林水産大臣政務官

國井 正幸君

○委員長(太田豊秋君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

理事

羽田 雄一郎君

補欠選任  
太田 豊秋君

農林水産大臣政務官

山田 榮司君

○委員長(太田豊秋君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員

岩城 光英君  
高嶋 良充君  
太田 豊秋君  
小川 勝也君農林水産大臣政務官  
農林水産大臣政務官岸 森下 岸 森下  
郡司 郡司  
谷林 正昭君 博之君 彰君

○委員長(太田豊秋君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日の会議に付した案件

○土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○政府参考人の出席要求に関する件

○農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農林中央金庫法案(内閣提出)

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

そこで、土地改良事業の施行に当たっての原則に「環境の保全」に配慮すべきことを明確に位置づけることが必要であります。

また、土地改良事業の実施に当たっては、非農家を含む地域住民の理解を得ることが重要であります。

ことから、政府案よりも地域の意向が的確に反映

できるようになります。

さらに、国・県営土地改良事業の廃止等の手続

として、政府案には盛り込まれていない農家発意

を認めるとともに、廃止等がより容易に行えるよ

うにする必要があります。

次に、修正案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、環境の保全であります。

土地改良事業の施行に当たって配慮すべき事項

としております。

第二に、地方公共団体の意向の反映の強化であります。

新たに施行しようとする土地改良事業の事業計

画の概要について市町村長と行われる協議には、

同意を要することとしております。そして、この

場合、市町村長は、協議をしようとするときは、

あらかじめ公聴会を開き、利害関係人及び学識経

験者の意見を聞かなければならないこととしてお

ります。

第三に、意見書の提出に対する応答であります。

国営または都道府県営の土地改良事業について

提出された意見書に関し、その意見を採用しない

ときは、意見書の提出を受けた者は、その意見の

提出者に対し、採用しない旨及び理由を通知しな

ければならないこととしております。

第四に、国営及び都道府県営土地改良事業の廃

止等の手続及び要件であります。

国営または都道府県営の土地改良事業の廃止ま

たはその事業計画の変更は、事業の申請者の申し

立てまたは第三条資格者の四分の一以上の申し立

てによつても行われることとしております。

また、国営または都道府県営の土地改良事業の

廃止またはその事業規模の縮小を内容とする事業



いた問題が全国すべての農村において心配され、論じられ、農林水産省においてもそれなりに対応するさまざまな手立てを講じておるわけですが

また同時に、これも国全体としても言えること  
でございますけれども、産業の空洞化というんで  
います。

しょうか、こういったものが地方に与えていく影響は非常に大きいわけでございます。真っ先に閉鎖されるのは地方にある小さな町工場、村工場と

いふんでしょうか、そういうものが一番早く淘汰されて、農村にはますます働く口がない、そういうふうな状況。それに加えて、この前、セーフ

ガードをやつたわけですからけれども、どんどん外国からの輸入产品、農産物が輸入されることによつて農業を非常に難しくしておると、こういう現況

さらに、この心配されておりますのは、小泉総理大臣の、まだかけ声という段階ではござい

ましょうけれども、いわば公共事業の見直しやそ  
ういったものが、地方交付税にまで言及するさま  
ざまな新しい改革が地方にかなり影響があるので

はないかといふやうな心配さえさやかれてしまう。そういう状況が、包括的に申しますれば、農村の現況だらうといふに思うわけです。

さて、農協の方も、振り返ってみますと、どうも振るわないというのが現状のようでございます。

私の住んでいる山形県なんかでよく聞く話でござりますけれども、篤農家と我々よく言うんですけれども、いわば担い手と言つてもいいし、また

政府が推奨しております認定農家と言つてもいいんでしようけれども、そういうのととりわけ優秀な方ほど農協難いことが多いと。

農協から物を買ってもさっぱり安いish、場合によつてはちょっとお金を払わないでいる利子がかかるるとか、このごろはなくなつたんで

しょうか、僕も詳しくわかりませんけれども、そういうふうな話されありましたよね。ましてや、たんと買ってくれたら安くしますよとか、そういう

うふうな制度を使って、いる農協は、いのものも少ない。それから、購買事業というんですか、雑貨などさまざまなものを持って、いるそういうコープ、そんなものもどうもスーパーで何かに押されてしまうとしないという、そういう現状があるわけでござりますし、また金融面なんかでもいろんな不安というんでしようか、何となく振るわない。銀行が今ぐらぐらしている、そういう影響もあってでしょうかけれども。

トータルとしてやっぱり農協は何か改革をしなきゃならない、こういうときに確かに来ているというふうに私は思うわけでございます。

そこで、まず大臣に、これらの法律を提案するに当たりまして、農協改革、こういったことについてどういうお考えをお持ちであられるか。確かに提案理由の説明もございましたわけですがれども、あれではまだまだ大臣のことですから言い足りないという思いがあるんじゃなかと思つて、そういうところをひとつ語つていただければありがたいと思うんですが。

○國務大臣(武部勤君)　ただいま岸先生から、農村の実情、実態、また農協の実情、実態について、現場から見た生の声をお聞かせいただきたいわけでござりますが、私も先生と全く認識は同じでございまして、どうしてこういう実態になつてきたのかななどということを常々考へるんですけども、その一つは、やはり農協そのものが協同組合組織としての原点を忘れてはいけないかということが一つあります。

それからもう一点は、これは私どもが反省しなきゃならないことがありますけれども、農政の重点はどこにあるべきだったのかということについて言うならば、やはり総花的というような批判にたえられる、そういう農政展開だったのかなどいうことを深く反省しなければならないと、このようについております。

しかし、それ以前に、今先生から思いのだけを述べよといふ、そういうお話をございましたからえて申し上げますと、日本はカリフォルニア州

より小さいんですね。かつて「狭い日本、そんなに急いでどこへ行く」という交通の標語もございました。そんな中で、効率優先、市場原理優先と、いう中で、どうしても生産性の低い農林水産部門が押しつぶされていく、そういう傾向が一つありました。たんだらうと、このように思います。

これは、裏を返せば、それじゃ農林水産業といふのは弱い産業なのかというと、私は決してそうではないと。強くなるべき政策をきちっと打ち出していたならば、あるいは農協なども原点といふものをしっかりと見詰めてやっていたならば、もっともつと強い農家、農業というものになっていたはずだということを反省しなきやならないと、このように思つております。

協同組合精神というのは、一人は万人のためには、万人は一人のためにという、そういう考え方か底流に流れていたと思うのでありますけれども、しかしその精神を大事にするがゆえに、何となくお互ひ、自分一人頑張らなくたって何とかしてくれるだろう、何とかなるだろうと、そういうような風潮も農村社会に強くなつて、そういう傾向もあつたんじゃないかというふうに反省しなければなりませんし、結果として自給率も今四〇%を切るような状態になつてゐる。

ここへ来てやつぱり、いつも申し上げておりますように、新しい食料・農業 農村基本法の目標すところといふのは、国内において五〇%の自給率を確保していくこと。しかし、当面十年間は四五%と。公明党さんが、きょうの新聞を見ると、十年間で五〇%というようなことを掲げておられるまして、非常に積極的な精力的な考え方だなと、かように思いますけれども、現実問題としてそれはもう至難なことだと、こう思つております。我々、四五%にするのでも至難なことだと、このように思つております。

したがつて、先生の御質問に的確にお答えすることになるかどうかわかりませんけれども、食料の自給率四五%というものを目指して、これはもう強力な農業政策として、そこを政策の重点、集

認定農家のことのお話もございましたが、法人経営とか大規模家族経営といったいわゆる担い手から、担い手と第二種兼業農家を悪平等に扱つております。担い手にとってはメリットがないといったような強い批判も出ているわけでありまして、農産物販売につきましても、担い手の中には、今お話しのとおり、消費者への直接販売を志向する者も多く出てきておりますし、これまでの農協はそうした農業者への支援方策ということを行うこともせず、これまでどおりの農協への出荷を要求することについて担い手の批判などもあるわけでございまして、またメーカーよりも価格が高いといふ批判の強い生産資材につきましても、一部の農協では大口割引を行つてゐるところもありますけれども、割引率も大して高くない、そんなことから農協のシェアもどんどん下がつて、いるという問題も生じて、いるわけでありまして、こうしたことの結果として農協離れが相当進んできたと。ちょっと数字を挙げますと、農協の農産物販売価格は、平成元年の六兆二千二百七億円から平成十一年には五兆一千五百四億円と減少しているわけでありますし、生産資材取扱高も平成元年の二兆九千九百二十四億円から十一年には二兆七千三百億円と減少してきて、いる。また、農協を通さない計画外流通米も平成七年の二百五十八万トンから平成十一年には二百九十二万トンへと増大している。このまま行けば、農協は担い手の協同組織というよりも二種兼業農家の協同組織といった性格を強めていくのではないかといふような、そういう批判もございまして、農協系統でもこの問題は極めて重要な問題であると認識している、かように存じます。

手に重点を置いた事業運営を行なうべく改革を進めようとしているわけでございまして、すべてのJ Aで担い手を中心とした地域農業戦略を策定、実践する、あるいは生産販売企画専任者を配置する、また生産資材の供給についても供給コストのおおむね二割程度の削減に取り組む、こういう目標を立てて、国としてもこうした農協系統の取り組みが着実に実施されるように支援をしてまいりたい、適切な対処をしてまいりたい、このように考へている次第でございまして、いずれにいたしましても、本当に大きな転換点ということで、私どもも先般、農林水産業の構造改革ということを掲げて徹底した新たな対応をやつていかなければならない、かのように決意を新たにしている次第でございます。

○岸宏一君　ただいまの大臣の御答弁の中で、認定農家の問題でございますけれども、これは答弁は要りませんけれども、やはり農家、農村を回つてみた感じでございますことは、認定農家、私の山形県なんかは全国でもトップクラスなんですね、数では恐らくトップじゃないですか、局長さん。しかし、認定農家になつてもメリットが余りない、スパーク資金でしたか、それだけじゃないかといつた声が非常に強いわけです。

しかし、大臣、今回の農業者年金の法改正なんかでも認定農家というのが一つの条件になつたりしておるわけですから、この認定農家になることで、我が国食料生産の本当の担い手である、供給の担い手であるという自覚を持つような何らかの手だてを講じる必要がある、こういうふうに思いますので、ぜひこれは部内におきまして検討していただきたいものだというふうに思います。

今、大臣は、担い手を極力農協の組織から、あるいは農協の営農活動から逃がさないようにと、ぼやぼやしていると二種兼専用の農協になつてしまふ、こういうふうに言われかねないと、いう言葉で御心配している向きもあるという御発言もあつたわけでございますけれども、担い手をどうしたら農協の組織に取り込めるかということがこれか

らの大きな課題だらうと、いうふうに思ひます。そこで、局長さんとしてもいろいろお考へがろうかと思いますが、ひとつ皆さんに、どういう農協もしているのか、また本省としてもこういうふうにこれからそういう問題を考えていこうと、どうな形で応援していくべきやならぬ、法律にもこういうふうに書いていますよ、こういったことについてひとつ答弁をしてください。

○政府参考人(須賀田菊仁君)　担い手と農協の関係についてのお尋ねでございます。

農林水産大臣から御答弁申し上げましたように、いわゆる大規模農家と言われる担い手が農協離れた理由としては、やはり生産資材価格が高い、それから値引きがないといったような状況が、アンケート調査の結果、それが四割を占めているということです。そういう意味で、今後、地域農業の振興を図る上で、担い手が農協から離れていくということがあつては、農協の本来の使命でございます組合員農家の経済的・社会的地位の向上を図るということが達成できなくなるという危機感を私どもも農協系統も共に有をしております。

そこで、先ほどの大臣の御答弁とも重なりますけれども、まず生産資材価格をできるだけ安く供給するということでございまして、仕組みといたしましては、組織の効率化、組織の二段化というのを進めております。さらに、組織の二段化をいたしましても、支所という形で残つておりますれば物流の効率化ができないわけでございまして、今、農協系統とともに検討しておりますのは、全国一ヵ所に事務集中センターを設置して、配達拠点も、今全国一万ヵ所あるわけでござりますけれども、これを三百ヵ所ぐらいに集約化することによりまして、生産資材価格の供給コストを二割程度下げていきたいということが一つでございま

ども、その戦略をつくるに当たつては担い手の意見をよく聞いてつくつていくくということにしたい、というふうに思っておりますし、これまでともすれば、営農指導員といふのは技術指導に重点を置いてまいりましたけれども、どのようにしたら有利に農産物が売れるか、そういうことに重点を置いた営農指導に変えていきたいというふうに考えておりまして、こうした取り組みは農協系統が基本的に取り組まないといけない事柄が多うございまして、系統とともに取り組んでいきたいというふうに考へているところでございます。

○岸宏一君　今のお話でございますが、営農指導について、これを今度何か第一番に挙げて、たしか、いるわけですよね。

そこで、私も農村に住んでおりましていつも感じたことは、まあ町役場もそうなんですが、れども、何日ごろに、稻作であるならば、種も水を水につけて、こうしてああして、水の深さは、何ばにしてとか、毎年同じようなパターンの営農指導といふか、そういうことでいいものかどうかと、私も随分町の職員にも農協の営農指導者にも申し上げたことがございます。答えはどういう答えが出るかというと、いや、毎年毎年新しい人が入つてくるものですから最初から教えなきゃならない。確かにそれは理屈は通つているんですけども、しかし、今局長が申されたように、ただ単に技術といふと、農家の皆さんの中の技術は非常に高く、農協の営農指導員のクラスでは、こ

う言つてはちょっと語弊があるかもしれません、が、すべて対応できるという代物では決してないわけでございます。

しかもまた、営農指導は収益が上がらない、簡単に言えば赤字の部門でございますので、今まで農協もやりたくてもできなかつた。人材を育てるべきではあつたけれども、一方では農協の職員が多過ぎるから減らせという圧力があつてなかなかできなかつたという事情はよくわかりますけれども、やはりこれは、法律なんかで簡単に書きますけれども、実際の営農指導というものを考へた場合には、各单協なんかでやろうと思つたって、十分ものは決してできるわけがないと思うんですね。ですからこれは、もう少し大きな組織の中でも優秀な技術を持った方々が直接農村部に、单協なら単協に行つて指導できるような何らかの体制を編み出すということも一つ考えられるのではないかと、こんな気がいたします。

それから、局長のお話に賛成のは、技術もさりながら、やっぱりどのようにして商売するかと、いうことです。これを農協、農家、皆さんのがやつぱり考へる必要があると思うんですね。ここで強化していくということをおっしゃつて、いましたが、非常にいいことだと私は思つております。そのためには、やはりこれから組織の問題もいろいろ、後から申し上げますけれども、市町村や県、それから町の商工会とか観光協会とか、そういうすべての総合的連携といふんでしょうか、と、ただ単に農協の営農、販売力だけで成功した例は、確かに数えればありますよ、いろんなところでも実例を聞いておりますけれども、トータルとしてなかなかうまくはいかないんじゃないかな、と、こういうふうに思つんではいけないというふうのかなという、そういうことがありましたらひとつ御紹介してもらいたいし、それと、私の今申し上げたことに対するどういうふうにお考へかといふこともひとつお聞かせください。

○政府参考人(須賀田菊仁君)　岸先生のお話、まさにそのとおりだというふうに私どもも認識をしておりまして、これから営農指導といふものをどのように内容を充実していくかということが重要なではないかというふうに思つております。やはりその基本は、営農指導員の資質の問題と取り組み姿勢の問題であろうというふうに思つておられます。そこで、全国でどのような取り組みでうまく

いつて いる事例があるかと い うこと で ございま  
す。

まず つばは、栽培技術でございますとか品質基準でございますとかそういうものを、最もその技術の高い地域、まあ先進地域に行きました、その技術をそのまま自分のところの農協へ持ってきて、結果的にその地域をブランド化して販売をさせるというような事例が多く農協で見られていましたし、また、栽培時期といふものを、いろんな農産物を組み合わせることによって、周年販売でございますとか長期出荷でございますとか、そういう安定的な栽培に取り組んでいる事例もござります。

そういうようなことといたしまして、一般消費者へ販売する店舗をみずから設置いたしまして販路を拡大するというようなケースもございます。それから、農協の取り組み姿勢といたしまして、マーケティングでございますとかあるいは販路先との交渉でござりますとかに力を注ぎ、これと営農指導を結びつけている、こういうような事例もございまして、このような事例を念頭に置きながら、現在、全中の方におきまして、全国統一の営農指導員資格認証試験、ボトムアップのためのそういう試験にたしか平成六年から取り組んでおるよう聞いておりまして、こういうような系統的努力と相まちまして、その体制の問題と、それから資質の向上といふものに取り組んでいく必要があるのではないかというふうに認識をしている次第でござります。

○岸宏一君 どうもありがとうございます。  
それでは、次に組織の問題に入りたいと思いますが、農協改革をしていく上で、全中というんですか、そこでもって農協の合併を推進するということが進められておりますが、この合併については七十数%という達成率だそうですが、それによって合併のメリットというのはもうかなり出しているものなのか、あるいは合併のメリットといふのはなかなかまだ見えませんよという段階な

のか、こういったところ、局長とらえておられるか、ひとつどうでしょう。

○政府参考人(須賀田鶴仁君) 合併の問題でございます。横の合併、たしか目標は、五百十農協のところ、本年の四月一日現在で千百六十六という合併数でございます。

うまくいっているのかどうかということでございまして、なかなか一概には言いがたい面がございます。先ほど、ケースとして申し上げましたような事例につきましては、合併を契機にして新しい施設を更新するでございますとか、余裕のできる人員をマーケティング等の業務につかせるとか、そういう事例としてうまくいっている事例もございますし、それから、合併によって、最近必要性の増している高齢者福祉の事業に取り組んでいる、あるいは信用事業の経営基盤を強化した等々の事例は我々も承知をしているところでござります。

しかしながら、要は、組合員農家に対してもいかに大きなメリットを還元するかということをございまして、多分に、合併しただけではなくて、合併後の農協の姿勢の問題が大きいところがあろうかというふうに思つてゐるところでございまして、系統の方でも、単に合併するだけではなくて、その後の取り組みとして、先ほど来申し上げております地域農業戦略というようなものをつくりつて、地域農業の振興に取り組んでいかぬといけないんだという、多分に自己責任に基づく取り組み姿勢があらうかというふうに思つております。したがいまして、我々行政といたしましては、合併推進の環境を今後とも整備していくといふことでございまして、合併助成法の延長は行いませんけれども、合併に伴います企業再編税制の適用といったものにつきましては今後とも適用をしていくといふことにしたところでございまして、そういうふうに我々としては合併の環境整備に努め、あとは系統の自主的努力と相ましまして合併のメリットが組合員農家に還元されるようになります。

したいというふうに考へておると、これでいいかと思います。

○國務大臣(武部勤君) 農林水産大臣という今の役職を離れて、今先生の御指摘の点について、今後こういう方向づけをする必要があるんじゃないのかと思つて、それをちよと述べさせていただきたいと思うんです。

それは、なぜ農林水産大臣という役職を離れて、こういうふうに申し上げたかといふと、今度の農協改革法案、この後の段階で私はこういう方向に行かざるを得ないのではないかという、そういう思いを持つてゐるものですから、今そういうふうに前提として申し上げたのでありますけれども、私は農協のそれぞれいろんな事情があると思うべきで、地域によつて問題は違うかもしません。しかし、かなり合併というのは難しい問題を含んでゐると、しかし、いわば市場原理で考えなければならぬ部分は、農協が積極的に法人組織を、地域の幾つかの農協と語らつてつくつて、経済行為の分野、マーケティングの分野、そういうところはどんどんそりあつたところはどんどんそりあつた方向でやつていつゝてしかるべきでないのかな、かようと思ひます。そして、本来農協がこれからもさらに続けていくかなきやならない部門というのは、先ほど農業指導の話もありました。あるいは農村の高齢化というようなことから福祉サービスのそういう部門もあると思います。いわゆるサービス部門といいますが、そういう部門は、地方自治体などと連携して、そつちの方で一つになつていくと、そして、経済行為といいますか産業政策の部門は、農協組織というものを超えて、広域的な法人化といふようなことを積極的に進めていくということの方、先生御指摘のようないわば担い手とか地域社会のニーズにこたえ得る、そういう対応になるんじゃないのかな、こういうふうに考えておりま

が生き返ったという意味だけでも合併のメリットがある、かように思いますし、これからさらに、合併の要件というのはなかなか容易でないと思いますし、やれるところからやる、そういう市場原理と公共原理とあると思うんです。市場原理の分野についてはむしろ農協の枠を超えたような方式で対応していくというようなことも必要になつてくるんじゃないかと思うんです。

具体的な話をしますと、農協は、後で議論に出てくると思いますけれども、やっぱり理事会の議決が要る。あるいは総会の議決が要る。しかし、経済はどんどん動いていますから、農協におけるマーケティングの分野において、理事会の決定がなければ対応できない、あるいは総会の議を経なければ結論は出せないというようなことは、いわゆる認定農業者だと大規模經營者、常に日々マーケティングを第一に、株の動きと同じように、農産物の価格の動き、市場の動きというものを気にしている生産者からすれば、とてもじやないけれども、これじや農業参入というような話なんというのはもうとつに昔の話ですよというようなことを言われる。しかも、今の若い認定農業者などはしょっちゅう市場調査に出ていますし、それから海外にも行っていますよ。あなたの方の言っている話はもうとつこの昔の話じゃないか、おとといの話を言われたって困るんだ、おれらはあしたの話だと、こう言われたときに、実際に市場調査にも行つてなければ海外にも行つていな、い、それが間違いのか正しいのかよくわからな、いと、そこに自信というものは伴いませんから、指導についても自信を持った対応ができるない。

だから、それはもう、マーケティングの世界、市場原理の世界は、やはり私は今の農協の組織のあり方ではついていけないような状態になつているんじやないかと思うんです。ですから、合併に、よつてそこまで期待するというのは、私は、これほどなんに大合併しても難しい話になつてくるんじゃないのかなと、こう思います。

しかし、農村における農協のこれから存在感

というものは、私は新たなる価値というものは数多くあるというふうに思います。それは、サービ

本來からぬ自己体がやむを得ないからだとしても、高齢者福祉の問題についても身近なところで対応できるわけでありますから、そういうたとえを、経済行為の分野とサービス行為の分野と一緒にしてはいけないんじゃないのかな。そこには、営農指導の分野はどっちに入ってくるのかなというような感じがいたしますけれども。

ますと、土壤検査所というのがありますね。土壤検査を請け負うセンターが公的にあります。これで、若き農家が

来て土壤検査をしてもらう。ところが、それを有効に生かさない。しかし、行革のあたりで金を取りようになつた。今まで無料だったのが金を取ら

さるを得なくなつた。金を取るようになつたら、途端に若い生産者はこの土壤検査のセンターの利用について真剣になつてきた。こういう一面があるわけでありまして、そういうことを考えるとき、営農指導の問題も、これは公共原理、公的原

理でやるべきかどうかということまで今後考えていかなきゃいけない。

いずれにいたしましても、今度の法案というものは絶対的なものではないというふうに私どもは思ってます。

認識しておりますが、しかし、直面している問題を解決していくためにどうしても早い成立を期していかなければならぬ、こういうふうに考えていて、次第でございまして、あえて農林水産大臣と

ての職務を超えて今、農協問題の将来をどう展望するかというようなことについて私見を申し上げさせていただいた次第でございまして、お許しありたましいと思います。

私、今、農協の合併がある程度進んでまいります。した、そして今度は農協の組織を改革するんだ、こういう段階に入っているというふうに実は認識活動をして、そらへお話をしたわけでございます。

実は、そこで大臣の農協改革の御意見というものを聞きたかったんですけれども。

あります。  
以上です

○岸宏一君、辰長さん、経営管理委員会の制度と、その理事、経営管理委員会が理事を何かこう選任するんですか。この関係をひとつ説明してください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 経営管理委員会制  
れませんか。

度というのは、平成八年の農協改革法から取り入れられたものでございます。そのうち、とするところ

これは農業者の協同組織であるといふとで、できるだけ組合員の意向が反映されるよう

な業務執行体制が望ましいという観点が一つあるわけですが、他方で、いろんな相

制緩和の中で他業態との競合が強まるということ  
で、非常に迅速的確な経営判断が要請される。

この両方の要請を満たさないといけないと、うそだ。まず産官管理委員会と、うものを設置する。

と、さて、経営管理委員会といふものを設置して、できるだけ組合員の方がこういう経営管理委員会

員会に入つて重要な意思決定をしていく、そして、日常の業務を執行する理事を選びまして、理

事会が日常の業務は行つていく。要するに、最高の意思決定のもとに理事会をコントロールする終

営管理委員会と、それから日々の業務を執行する  
理事会二分ナニツナギ、ます。

理事会は分離され、このままでは、  
残念ながら、この経営管理委員会を導入してい

る組合、連合会を入れまして、現在のところ、七つということで、なかなか普及が定着したという

状況にはないわけでございまして、今回の改正におきまして、まず一つは、信連を初めといたしまして

す連合会にこの制度を義務づけるということに一  
つござります。

していることが一つでござります

味で、今までには理事の選任権だけ経営管理委員会に与えていたわけでござりますけれども、代表理

事の選任権も付与するということにしておりま  
す。それから、これまでともすれば、青年農業者

でございますとか女性部会に属している女性の方々でございますとか、なかなか正組合員になれない方々でございますとか、なにかとお話をうかがうございました。そこで、お話をうかがうございました。

ましたので、それらの方々も經營管理委員会に入れるよう、正組合員でなくとも、全体の四分の一以内で正組合員の方以外からも經營管理委員になれるというような、使いやすい制度で今回改正するということにしておるところでございます。

○岸宏一君 そうしますと、県中央会系は全部やらなきやならぬと、こういうことになるんですか。県の信連だとか農協中央会とかは全部こういふのをつくるということなんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 基本的に、農協系統というものは農業者の自主的な協同組織であるということで、その業務執行体制も、基本的にはみずから選ぶということを原則にしております。しかしながら、昨今の経済情勢を見ておりますと、来年四月からペイオフが解禁になるというごと、それから、金融業務については専門家による的確な経営判断と迅速な対応というものが特に金融方面では要求されるということ、それから、全国連を農協は持っておりますけれども、やはり全国連は外部経済との接点に立ってさまざまな競争の中に置かれているという状況がございまして、私どもとしては、当面、信連とそれから全国連とに義務づけていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○岸宏一君 ちょっと私、それを忘れておりました。信連と全国連ということですね。わかりました。

次は、今度の法改正の中で、信用事業の関係でござりますけれども、これについてちょっとお伺いしますが、来年四月にペイオフの解禁を迎えているわけでございます。この関係で信用事業の改革は急がなきやならぬと、こういうことでございますが、やはり何といつても単協と信連と中央金庫ですか、こういったものの一体感、一体性といふんでしようか、こういうものを高めるためのシステムというもの、これは非常に重要な問題になりますが、そういうふうによく言われますけれども、これの具体的な内容というんですか、これをちょっと局長さんから御説明いただけませんか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 信用事業のお話でございます。

先生言われるとおり、来年の四月からペイオフが解禁になるわけでございまして、農協系統といつたしましては、その四月までに不良債権を処理いたしました。組合員から信頼される、安心して預けることのできる金融機関として定着をさせたいという強い希望がございます。

そこで、現在の農協、信連、農林中金の金融業務を見てみると、どうも一つ一つがばらばらに資金運用を行っておりまして、能力を超えて資金運用を行うような場合には經營が破綻するというようなことが後を絶たないということございまして、何のための系統かということになるわけですが、この厳しい金融情勢の中他の金融機関と伍して十分に競争に打ちかっていかなければ、中金、信連、単協が一つの系統金融機関として総合力を最大限に発揮できるようにするといふことが不可欠ではないかというふうに考えている次第でございます。

そこで、今回の法律改正では、各農協、信連、農林中金が問題のある農協をピックアップするための自主ルールといふのを策定いたしまして、これに基づきまして問題のある農協を見つけ、それに対して有効な指導を行っていく、その指導に応じいろいろな資金援助等もできるような体制を整えるということにしているところでございまます。

これが制度の問題でございまして、あと、系統自身も、自主的に債権の整理回収のための会社、サービスを設立いたしましたし、また自主的な相互援助制度の充実を図るということで、みずからその処理に積極的に立ち向かうという体制を整えていいるところでございます。

○岸宏一君 この信用事業では不良債権の処理といふことも課題だというふうに聞いておりますが、何か農林中金でも一兆円か何かある、各農協でもかなりあるという話でございましたが、これらについては、その処理方針、そしてまたしつか

りとできるという、こういうお話を大臣からいただいたいと思いますが、いかがですか。

それからもう一つ、この法律の改正で貸出先の規制が緩くなつて、農林中金では関係団体以外にいたしましては、その四月までに不良債権を処理いたしました。組合員から信頼される、安心して預けることのできる金融機関として定着をさせたいという強い希望がございます。

そこで、現在の農協、信連、農林中金の金融業務を見てみると、どうも一つ一つがばらばらに資金運用を行っておりまして、能力を超えて資金運用を行うような場合には經營が破綻するというようなことが後を絶たないということございまして、何のための系統かということになるわけですが、この厳しい金融情勢の中他の金融機関と伍して十分に競争に打ちかっていかなければ、中金、信連、単協が一つの系統金融機関として総合力を最大限に発揮できるようにするといふことが不可欠ではないかというふうに考えている次第でございまます。

そこで、今回の法律改正では、各農協、信連、農林中金が問題のある農協をピックアップするための自主ルールといふのを策定いたしまして、これに基づきまして問題のある農協を見つけ、それに対して有効な指導を行っていく、その指導に応じいろいろな資金援助等もできるような体制を整えるということにしているところでございまます。

これが制度の問題でございまして、あと、系統自身も、自主的に債権の整理回収のための会社、サービスを設立いたしましたし、また自主的な相互援助制度の充実を図るということで、みずからその処理に積極的に立ち向かうという体制を整えていいるところでございます。

○岸宏一君 この信用事業では不良債権の処理といふことも課題だというふうに聞いておりますが、何か農林中金でも一兆円か何かある、各農協でもかなりあるという話でございましたが、これらについては、その処理方針、そしてまたしつか

りとできるという、こういうお話を大臣からいただいたいと思いますが、いかがですか。

それからもう一つ、この法律の改正で貸出先の規制が緩くなつて、農林中金では関係団体以外にいたしましては、その四月までに不良債権を処理いたしました。組合員から信頼される、安心して預けることのできる金融機関として定着をさせたいという強い希望がございます。

そこで、現在の農協、信連、農林中金の金融業務を見てみると、どうも一つ一つがばらばらに資金運用を行っておりまして、能力を超えて資金運用を行うような場合には經營が破綻するというようなことが後を絶たないということございまして、何のための系統かということになるわけですが、この厳しい金融情勢の中他の金融機関と伍して十分に競争に打ちかっていかなければ、中金、信連、単協が一つの系統金融機関として総合力を最大限に発揮できるようにするといふことが不可欠ではないかというふうに考えている次第でございまます。

そこで、今回の法律改正では、各農協、信連、農林中金が問題のある農協をピックアップするための自主ルールといふのを策定いたしまして、これに基づきまして問題のある農協を見つけ、それに対して有効な指導を行っていく、その指導に応じいろいろな資金援助等もできるような体制を整えるということにしているところでございまます。

これが制度の問題でございまして、あと、系統自身も、自主的に債権の整理回収のための会社、サービスを設立いたしましたし、また自主的な相互援助制度の充実を図るということで、みずからその処理に積極的に立ち向かうという体制を整えていいるところでございます。

○岸宏一君 この信用事業では不良債権の処理といふことも課題だというふうに聞いておりますが、何か農林中金でも一兆円か何かある、各農協でもかなりあるという話でございましたが、これらについては、その処理方針、そしてまたしつか

りとできるという、こういうお話を大臣からいただいたいと思いますが、いかがですか。

それからもう一つ、この法律の改正で貸出先の規制が緩くなつて、農林中金では関係団体以外にいたしましては、その四月までに不良債権を処理いたしました。組合員から信頼される、安心して預けることのできる金融機関として定着をさせたいという強い希望がございます。

そこで、現在の農協、信連、農林中金の金融業務を見てみると、どうも一つ一つがばらばらに資金運用を行っておりまして、能力を超えて資金運用を行うような場合には經營が破綻するというようなことが後を絶たないということございまして、何のための系統かということになるわけですが、この厳しい金融情勢の中他の金融機関と伍して十分に競争に打ちかっていかなければ、中金、信連、単協が一つの系統金融機関として総合力を最大限に発揮できるようにするといふことが不可欠ではないかというふうに考えている次第でございまます。

そこで、今回の法律改正では、各農協、信連、農林中金が問題のある農協をピックアップするための自主ルールといふのを策定いたしまして、これに基づきまして問題のある農協を見つけ、それに対して有効な指導を行っていく、その指導に応じいろいろな資金援助等もできるような体制を整えるということにしているところでございまます。

これが制度の問題でございまして、あと、系統自身も、自主的に債権の整理回収のための会社、サービスを設立いたしましたし、また自主的な相互援助制度の充実を図るということで、みずからその処理に積極的に立ち向かうという体制を整えていいるところでございます。

○岸宏一君 この信用事業では不良債権の処理といふことも課題だというふうに聞いておりますが、何か農林中金でも一兆円か何かある、各農協でもかなりあるという話でございましたが、これらについては、その処理方針、そしてまたしつか

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開いています。この際 委員の異動について御報告いたしました。本日、高嶋良充君及び岩城光英君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君及び三浦一水君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 休憩前に引き続き、農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案、以上両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。今回、農業協同組合法など随分勉強させていただきましたけれども、その法律の目的の中に、ちょっと読ませていただきますけれども、「農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民经济の発展を期することを目的とする。」というふうにございます。

〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕

そして、今回の農協系の金融機関のあり方を見たときに、果たしてこの目的に沿っているんだどうかという疑問がございます。つまりは、例えばその「農業生産力の増進」という点で融資されているものが果たして一体どれだけあるのか。そして、「経済的社会的地位の向上」というのは、農民の方が持ついらっしゃる財産を預金として預かってふやしていくことが、私は、「経済的社會的地位の向上」ではないというふうに思っておりますので、そういう意味において、果たして農協組合法の中で定められている目的に今農協系の金融機関というのが合致しているのかどうか、まずその点について農水省の御見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協の行います信

農協の行います信用事業、歴史的には先生も御承知のとおり、もともと資金調達が難しい農業者に余裕の資金を供給するという意味で、農協の創設当時から、信用事業が相当な重要性を有しておられます。現行の農協法では、そういう意味で農協の事業として信用事業を第一に規定しているところでございます。

その後、高度経済成長ということがございました。例えば農家の有しました土地を売買した代金でござりますとか、あるいは経済事業に伴います代金でござりますとかが預金で農協に入ってきたところでございます。

そこで、組合員の経営のみならず、生活の向上のための便益でござりますとかサービスを供与するといふことも農協の使命というふうに私ども考えておりまして、農協がそういう貯金、あるいはそれを運用して還元するということを健全に行っております限りにおいて、農協の信用事業はかかるべき位置づけが与えられるべきではないかというふうに私どもは考えておるわけでございます。

もつとも、私どもは信用事業だけに特化するということが農協の使命とは考えておりませんで、やはり基本は、農業者の協同組織でございますし、農家組合員の営農指導を支援するという目的から大幅に逸脱した運用というようなことは厳戒するべきものではないかというふうに考えております。

そういう意味で、今回の法律改正におきましては、現行法を改めまして、営農指導というものを農協の第一の事業というふうに位置づけたところです。

○櫻井充君 お話をよくわかるんですけれども、現在の預金量が、そうすると、それに果たしてふさわしい額なのかどうかという議論がこれは必要なんだろうと思うんです。

○櫻井充君 お金の流れを見てみると、農協で総資産が約七十二兆円。そのうち、組合員の方々からの貯金が約七十七兆円と、結果的には、運用が大体二十七兆円か二十八兆円ぐらいでしょうか。それ

で、結局、預け金として信託に預け入れると、結果的に、今度は信託でも運用が十分できずに農林中金に上がっていくと、こういうシステムをとつて、現行の農協法では、そういう意味で農協の創設以来、信用事業が相当な重要性を有しておられます。それは、やはり協の事業として信用事業を第一に規定しているわけとして、もともとこれだけの預金を集めます。

そこで、例えれば農家の有しました土地を売買した代金でござりますとか、あるいは経済事業に伴います代金でござりますとかが預金で農協に入ってきたところでございます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協の金融業務に關します事項につきましては、先生がおっしゃるように我が省と金融庁の共管ということになつております限りにおいて、農協の信用事業はかかるべき位置づけが与えられるべきではないかというふうに私どもは考えておるわけでございます。

もつとも、私どもは信用事業だけに特化するということが農協の使命とは考えておりませんで、やはり基本は、農業者の協同組織でございますし、農家組合員の営農指導を支援するという目的から大幅に逸脱した運用というようなことは厳戒するべきものではないかというふうに考えております。

そういう意味で、今回の法律改正におきましては、現行法を改めまして、営農指導というものを農協の第一の事業というふうに位置づけたところです。

○櫻井充君 お話をよくわかるんですけれども、現在の預金量が、そうすると、それに果たしてふさわしい額なのかどうかという議論がこれは必要なんだろうと思うんです。

○櫻井充君 お金の流れを見てみると、農協で総資産が約七十二兆円。そのうち、組合員の方々からの貯金が約七十七兆円と、結果的には、運用が大体二十七兆円か二十八兆円ぐらいでしょうか。それ

で、結局、預け金として信託に預け入れると、結果的に、今度は信託でも運用が十分できずに農林中金に上がっていくと、こういうシステムをとつて、現行の農協法では、そういう意味で農協の創設以来、信用事業が相当な重要性を有しておられます。それは、やはり協の事業として信用事業を第一に規定しているわけとして、もともとこれだけの預金を集めます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協の金融業務に關します事項につきましては、先生がおっしゃるように我が省と金融庁の共管ということになつております限りにおいて、農協の信用事業はかかるべき位置づけが与えられるべきではないかというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協の金融業務に關します事項につきましては、先生がおっしゃるように我が省と金融庁の共管ということになつております限りにおいて、農協の信用事業はかかるべき位置づけが与えられるべきではないかというふうに私どもは考えておるわけでございます。

そこで、先生の言われた七十兆という農協貯金、これが何か無理に集めているというような言われ方でございましたけれども、これは農家の、農業だけではございませんけれども、いろいろな活動の中で農協に集まつてくるわけでございまして、現在の系統というシステムを通じまして、最終的には農林中金が外部経済との接点に立つて運用をして大事なお金を還元していくと、これもやはり現実に系統の任務ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○櫻井充君 済みません、私の認識が違うかもしれませんけれども、テレビでコマーシャルもやっていませんけれども、テレビでコマーシャルもやっていませんか。預金をすると貯金金魚とか、そういうのをもらえるとか。何もしていなくて自然に集まつてきているのとは違うんじゃないですか。そこの認識が僕はおかしいと思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協系統も我が国の民間金融機関の一つといたしまして、金融システムの重要な一翼を担っているというふうに認識をしておりまして、他の民間金融機関と同様なそういう宣伝でございますとか、それはやらせていただいておるわけでございます。それは、やはりこんな厳しい金融情勢の中で生き抜いていかないといけないということで、ほかの金融機関と同じように私どもは考えておるわけでございます。

○櫻井充君 今、大事なことをおっしゃったと思いますよ。つまりは、ほかの民間の金融機関と同じように、そこでの勝ち残りでございました。

○櫻井充君 これが本来の仕事でないと先ほどおっしゃったはずですよ。営農を中心にしていこうとおっしゃっていて、それに付随するものがあくまで金融業務だと。金融業務というよりも、字のごとく、お金を融通するという協同組合の組織から始まつたわけであって、それを逸脱している行為を行つてはならない無理をしなければいけない、そういうなんじゃないです。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 信用事業が営農指導事業に付随するというわけではなくて、農協のあり方として何を第一の使命とするかということについては、組合員農家の営農支援、すなわち営農指導事業を第一とするというふうに申し上げた次第でございます。

○櫻井充君 信託事業は信用事業としてやはりそれなりに立派な任務を持つております。今後、金融情勢いかんによって、今のような金融がだぶついている、いっぱい農協にお金が集まるという状況が変わらぬかもしれません。そういうときになれば、信用事業の農家に対する貸し付けの重要性等もまた再評価されるのではないかと思いますけれども、ともかく現在の状況下では、集まっているお金を最大限効率的に運用して、農家に健全に還元していくということも重要な農協の任務というふうに心得ておる次第でございます。

○櫻井充君 それでは、本来の農業に対して、農

業といふんでしょうか、そのために貸し出していける額といふのは一体幾らぐらいなんでしょうか。つまり、農家の方が、例えば私の知り合いなんかはアパートを建てるなりしておられますけれども、それも農協からお金を借りております。それから、加工食品をつくるとか、そういうことではなくて、純粹な農業事業のために農協系の金融機関と、いうのはどれだけ貸し出しているんですか。

【理事岸宏一君退席、委員長着席】

○政府参考人(須賀田菊仁君) ちょっと手元に資料がないわけでございます。たしか農家の貸し出しが全体の一、二%だったと思います。全体の貸し付けが二十二兆円程度でございますので、その割合でござりますので約二兆ぐらいが農業資金ではないかといふうに認識をしております。

○櫻井充君 ですから、今答弁されていることと実際やっていることは大分違うんじゃないでしょうか。

もう一つ、きょうは金融庁の方にお越しいただいていますから、ちょっとお話を伺わせていただきたく思いますけれども、金融の一元化というのを目標に金融庁は今やられていると思います。今のこの農協系の金融機関といふものも、もう私は、ほとんど民間金融機関と遜色のないだけの預金量があるわけですから、そういう意味で言うと、主管はこれからもう金融庁が行っていくべきじゃないかと思つていますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(浦西友義君) お答え申し上げます。

現在、農林中金、信農連、信漁連、農林水産省と共管ということで監督しておるわけでございますが、金融庁といつしましては健全性といふ観点からの監督に重点を置いております。

農林系金融機関につきましては、また、今御答弁がありましたように、系統機関としての目的、趣旨等もあるということでございますので、農林水産省とよく連絡、連携を取り合って監督していくのが適当かといふうに思つております。

○櫻井充君 今、健全性といふお話をありましたけれども、農協系の金融機関といふのは、金融厅から見たときに、基本的には健全であるというふうに御認識されているんでしようか。

○政府参考人(浦西友義君) 金融厅が農林水産省とともに直接に監督しておりますのは、農林中金、信農連、信漁連でございますが、全体の、例えば不良債権でござりますリスク管理債権、現在約一・七兆円ございます。貸出金に占める割合が六・三%ということになつております。他の金融機関と比べてそれほど大きな差はないものといふうに考えております。

○櫻井充君 しかし、これからのことを考えたいた際に、ここは大臣、大事な点なんでもあります。今は中途半端な、お互い共存みたいな形というのを一体どう考えていくのかという中からまず位置づけを考えていかなきゃいけないんだろうと思う。

それで、要するに、私は宮城県の町村会長さんともさつき話をしましたけれども、何ておっしゃっているかといふと、一次産業で食べていけない、一次産業で食べていけないから、結果的に自分たちで食べていける道を探して、こういう格好で農協で金融も行いながら、そちらの方で食べていくようにならざるを得ないんだよな、そういうお話をもされているわけです。つまりは、もう農家を捨ててそういう金融に行かざるを得ない現状があるんだというお話をされました。

ですから、そういう意味で考えてくれば、農協は、小さな政府といふことを行政改革の上で言つておりますように、本来の農協のあるべき姿に原点を求めていくべきだろ。午前中も、私はそういう意味で、営農指導とかサービス事業とか、地方自治体と一緒にやってやっている方に特化して、経済行為だとか産業政策の分野は、むしろ広域的な農協が一つの会社組織、法人を組織して、そして他の産業と競争力のある、いわゆる市場経済原理で対応し得る、そういう体質強化をしていくべきだろと、このよう思うんです。

しかし、その際にも、民間の銀行等においてもなかなか、それじや農業分野に協力をどの程度してくれるかといふことになると、これはリスクのあるところにはそう簡単に融資もしてくれないであります。投資もそう簡単に円滑にはいかない、そういうやり方にしていくべきではないかと

思つんすけれども、大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 先ほど来、局長が答弁しておりますように、農協といふのは農業者のための協同組織でありますから、農家組合員の営農活動を支援するということを目的にして設立された、これは原点だらうと、こう思います。

ところが、時代の変遷とともに、農協組織もしっかりとした体制、営農指導に限らず相当いろいろ多角的な事業を行つてきております。それは生産者が、第一次生産だけじゃなくて、加工とか流通とか他の分野に進出したいと、そういう願望を持つのも当然であらうと、かようと思ひます。その際に、そいつたところから新たなる果実を得ようとして、他の金融機関がどの程度こたえ得るかといふことになると、私はなかなか簡単なものじゃないんだろうと、こう思ひます。それは今後もなおさらだらうと思うんですね。

そういう意味で、共済事業とか信用事業が補つてあるといふ現実がこれまであるということも事実であります。今後のことを考えれば、やはり農協は、小さな政府といふことを行政改革の上で言つておりますように、本来の農協のあるべき姿に原点を求めていくべきだろ。午前中も、私は農業分野に投資したことによってそれだけの不良債権が生じたといふよりも、むしろ例の住専のときのようだ、そういうような一つの経済変動の中で附帯して出てきた不良債権が多いんだらうと思うんですね。

今後のことを考えましたなら、私は、むしろ積極的に、生産、加工、流通、そういう分野、マーケティングも視野に入れて、これから農業といふのは変わっていかなきゃならぬと思うんですね。

そういうことを考えると、私は、信用事業といふことも今までとは違つた形で重要なになってくるんじゃないのかといふように理解しております。そういう意味では、農協組織そのものは営農指導とかサービス事業といふことを考へたときには、農協組織の小さな政府化といふう、いわゆる農協組織の小さな政府化といふうに考えていいかなきゃならぬと思うんですが、一方において、今後農業分野における経済活動の活性化というのを考へたときには、なお信用事業の分野といふものも非常に重要になつてくるんじやないか、私はこのようになります。

○櫻井充君 今の中でも、まず一つキーワードは、

住専の問題であったと思います。つまりは、住専のことがあったからこそ、農協系の金融機関が農業関係者また一次産業関係者以外に果たして融資するがいいことなのかどうか、そして民間の金融機関と同じようなことを目指していくことがいいのかどうかという議論がまず最初あつたはずです。

それでも一つは、そういうことのために農協が特化していかなければいけないのかどうか。先ほどから大臣がおっしゃっているのは、基本的にはそういう事業はマネーではなくて、営農をやつていくんだというお話でした。営農をやっていくためには確かにお金が必要だったとしても、これだけの金が果たして必要なのかどうかということです。よ、問題は、これで、言っておきますけれども、焦げつけば困るのはここ会員の組合員の方々です。そのことを考えてきたときに、ずぶの素人と申しませんけれども、これまで十分な運用をされてこなかったような方々が、果たしてその方々にお任せしていいのかどうかという問題は私はあるんだろうと思います。

ですから、先ほどから申しているとおり、大臣も同じことを言っているんですよ、農協の本来あるべき姿というのは営農だと。ですから、私は、金融にこんなに特化していかなくていいでしょうか

と、もつと整理縮小していくべきではないのかと  
いうふうに訴えているわけです。でなければ、も  
う農協組織から完全に切り離してしまって、それ  
で金融機関として運営されていく分にはそれは何  
も問題ないんだと思うんです、民間企業が金融の  
部分に参入してくるわけですから。ですから、そ  
ういう考え方をもってしないで、相も変わらず、  
形は変えたように見せているけれども、実態が変  
わらないようなことは大きな問題があるんじや  
ないかと思っているわけです。ここから先をやつ  
ても水かけ論かもしちゃませんので。

例えば、今営農という話が出ましたけれども、

韓国の農業を見てきたときに、韓国の農業がなぜこれだけ発展してきたかといえば、日本に学べ、追い越せということをやっているわけですし、それから日本人の好みをそういう営農指導者が、営農指導者と言つていいんですか、その指導者が回つていて、例えば皮のやわらかさはこのぐらいにした方がいいとか甘みはこのぐらいだと全部チェックして、そしていつ出したら一番高く売れるのかと いう戦略を持ってやっているわけに対して、そういうことをやっているからこそ韓国経済が落ち込んでいる中で少しづつ立ち直りを見せているわけです。

で。日本は日本の農業としてのことを考えて、いこうとお考えなのか、そして今の韓國のあり方を見て日本が学ぶべき点は何があるとお考えですか。

こういうことで法人化ということを申し上げておるわけでござります。

また、法人化によって小さな農家なども、管理の問題でありますとか、あるいは自分ではできないう部分をコントラクターだとかヘルパーは既にござりますね、そういうものが充足されていけば、まだまだ扱い手としてやれる、そういう存在をもつたるものも私はこれからもあるだろうと、こう思つております。

いずれにしても、公共原理の分野を実際には農協などがやつしていくべきことは言うまでもない、とだと思うんです。しかし、市場原理の世界でこれから外国とも競争していかなきなりませんし、また産業政策として自給率をふやしていかなきゃならぬ。この十年間に四五%にしていこうという場合において、なおかつその上で農家の所得だとか経済の安定ということを考えたときに、今は大体四分の一ぐらいでしょ、生産者が生産している金額というのは。あととの四分の三ぐらいのは、みんなほかの人たちが農業にかかわりを持つてなりわいを立てていいわけです。

それを法人化などによってやっていくということになりますれば、中小企業に対しては中小企業金融があるように、そういった分野については今後とも信用事業といいますか、これも今度の法案で示しておりますように、各農協、各信連、農林中金を含めた農協系統金融機関が全体として一つの金融機関として機能するようなそういう新たなシステムにしていこうということで、こういったことに期待が私はかかるてくるのじやないかと、いうことでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○櫻井充君 今、市場経済という話がございまして、農業というものは市場経済でやっていけるのかと思つております。本来であれば、僕は、保護政策をとつて農業を守つていかない限りにおいて、もう成り立つていかないんじやないかと、そういうふうに思つています。では、世界の国々が保護政策策をとつてきていないのかというと決してそういうわけ

けではございませんし、農業の担い手ということを考えてくれれば保護政策をとらざるを得ない現状が私はあるんじやないかというふうに思つています。

今、大臣、自給率のお話をされましたけれども、自給率で見てきたときに、部分的に見てきたときに、小麦や大豆やトウモロコシは一体どうなつていいか。この日本は数%か、トウモロコシなんかはとんどゼロですよ。そうすると、安全保障の面から考えたって、そういうものをふやしていくと、いう努力は絶対的に必要なわけです。今、市場原理、民間に任せることがあくまで主流になつてきているような時代ではありますけれども、しかしながら、ある部分のところは保護していくような、市場経済から外してくる部分といふのは私は必要なんだろうと思つております。

それからもう一点、ちょっと追加してといふよりも別なところからお伺いさせていただきたいのは、先ほど農家の所得という話が出来ました。ウルグアイ・ラウンド費で六兆百億使って、農家の総所得が四兆四千億から四兆円に減つているわけですよ。きのう質問取りに来られた官僚の方が何と言つていたか。現下の経済状況を考えれば当然だみたいな形で笑つていかれましたけれども、そういう失礼な人たちが官僚をやり続けている限り、農家の人たちは報われるはずがないんですよ、それが当たり前だと言われたら。

この六兆円を一体どういうふうに使つたのか、そしてそのためにどれだけの効果があつたのか、

○政府参考人(田原文夫君) まず、UR関連対策の目的なり事業の実施状況、これにつきましてお答えさせてもらいます。

UR対策は、御承知のように、UR農業合意関連対策が我が国農業ですとか農村に及ぼします影響を極力緩和するという趣旨のもとに、また我が国の農業、農村を二十一世紀に向けて継続的に発展させることで、我が国の望ましい農業構造の実現、それから資本設備の充実、合理化によ

ります生産性の向上、こういったことを目的としたしまして、六年間にわたります総事業費六兆百億円の事業ということで始められたものでございました。

この対策におきましては、いわゆる公共事業ということで担い手育成型圃場整備事業などの農業生産基盤の整備でござりますとか、非公共事業での水稲育苗施設等とか乾燥調製貯蔵施設、こういった農業近代化の施設ですとか、あるいは農地流動化対策によります担い手への農地の利用集積等、これは金融措置等も含むわけでございますけれども、こういった事業を実施してきたわけでございます。

十二年度までの事業ということで、おおむね一〇〇%事業自体は終了しておりますが、公共事業関係は財政改革の関係で二年度の延長で十四年度まで引き続きということで、事業実施率、公共、非公共合わせますと、十二年度まで約九八%の進捗率と、かようになっております。それから、効果という点につきまして若干申し上げますと、確かに先生今御指摘がありましたように、この間の農家の所得といふ点で申し上げますと、これは全国ベースといふことになりまして、平成五年でござりますと生産農業所得は約四兆八千億円でございましたものが、平成十一年では三兆七千億円と、マクロベースでござりますけれども二割近く減少しておりますし、また販売農家一戸当たりの所得ということを見ましても、平成五年の百二十九万円が平成十一年には百十四万円ということで一〇%ぐらい落ちているとこどございます。

ただ、これはちょっと弁解がましくなるのかも知れませんけれども、こうしたマクロ的な動向といふものは、たやすくこうしたUR関連対策のみならず、例え一般の農業施策の関係でございますとか社会経済情勢の変化との相乗効果で定まるものでございまして、UR関連対策の効果自体の寄与度ということになりますと、これはまだまだ我々も分析を深めていかなければいけないんじや

ないかというふうに考えている次第でございます。

昨年は、このUR対策につきまして、平成十一年度までの中間評価ということで公表させてもらいましたけれども、私どもは、今後ともこうしたことによりましてそうした効果の把握に努めています。

〇櫻井充君 この予算で温泉を掘つたりしていますよ。事実確認です。

じゃあいかという強い御批判がございまして、二年度予算から温泉を主眼とした施設は補助対象としないというふうにしているところでございます。

この対策におきましては、いわゆる公共事業と

事業の評価につきましては、いろいろと定量化を図ることによりましてそうした効果の把握に努めています。

〇櫻井充君 いわゆる温泉ラン

〇櫻井充君 今、雇用という話がありましたがこれも、要するにこれは農業で雇用をふやしているんじやないじやないです、こんなの。サービス産業をつくってそこでやつているわけでしよう。

いた農業近代化の施設ですとか、あるいは農地流動化対策によります担い手への農地の利用集積等、これは金融措置等も含むわけでございますけれども、こういった事業を実施してきたわけでござります。

〇櫻井充君 このウルグアイ・ラウンド対策の中でも、農業構造改善事業等として事業費一兆二千億が措置されております。その中に、総合的視点に立った農山村地域の活性化という事業がございまして、この中で地域資源でございます温泉を活用した交流施設として二十三施設、事業費九十六億円の整備がなされています。

〇櫻井充君 これがその目的のどこに合っているんですか、もう一度。そして、そんなお金があるんだたら、農家の方々は所得補償してもらった方がよっぽどよかつたんじゃないですか。

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことである。これは反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、地域農業者の就業機会の創出でございますとか、そういうことを目的にいたしまして、施設利用者数でございますとか、ここに書かれておりますように、地域農産物の販売市農村交流施設の中で温泉を活用した交流施設として活用したんすけれども、目的としては、そ

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、売上額でございますとか、やっぱり温泉のないところに比べまして現実に効果は倍以上あるわけでございます。

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことである。これは反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、地域農業者の就業機会の創出でございますとか、そういうことを目的にいたしまして、施設利用者数でございますとか、

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、地域農業者の就業機会の創出でございますとか、そういうことを目的にいたしまして、施設利用者数でございますとか、

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、地域農業者の就業機会の創出でございますとか、そういうことを目的にいたしまして、施設利用者数でございますとか、

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、地域農業者の就業機会の創出でございますとか、そういうことを目的にいたしまして、施設利用者数でございますとか、

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、地域農業者の就業機会の創出でございますとか、そういうことを目的にいたしまして、施設利用者数でございますとか、

〇櫻井充君 これが反省しなきやならないことであり、労働の拡大でございますとか、地域農業者の就業機会の創出でございますとか、そういうことを目的にいたしまして、施設利用者数でございますとか、

ただ、僕は、大臣、やはり百億円の使い方は間違っていたということをお認めになつたということは、これは非常に大事なことなんだとと思うんですよ。つまり、これまで間違つてきたことに対しても、間違つていたとなれば、それは我々それ以上もう何も物は言う氣はさらさらありませんよ。それを今までではああだこうだと理屈をつけられて、それのやりとりばかりなんですよ。

ですから、そういう意味で、お金の使い方がこういうことは間違つていたと思うと、そのところ、そういう言葉が出てくること自体、やはり私はこれから大事なことなんだと思うんですよ。そういうわければ、国会で議論になつていかないん

ようという考えはありません。貴重な御意見は直にそれを受け入れてやつていいこうということをございますから、そのことは御理解いただきたいと思いますし、グランドデザインがないという感じやありませんで、今それを策定中であると、また、経営政策大綱も今やっている最中なわけですから、その辺のところは、ウルグアイ・ラウンドがもう全部終わったわけじゃないので、まだ経過の中で今やっているわけでございますから、決めつけられないように、このことは私の方から申し上げたいと思います。

○櫻井充君 策定中というお話をしたから、今はないという、今、おつくりになつてているといふとなんじやないでしようか。

委員長、ぜひ資料請求をお願いしておきます。

まいりました。  
それからもう一つ、耕地のことについて話をし  
ておきますと、今農学部で、耕地をこれから広げ  
ていくためにどういうふうにしていったらいいの  
かとか、そういう学問は少なくとも東北大ではも  
うなくなっています。ですから、これから耕地を  
広げていこうというのはなかなか難しいことなん  
だろうと思つております。  
さて、そこでですけれども、諫早の干拓事業に  
よつて水門を閉じたことによつて、有明の中ど  
のような水産業に対しての被害があるといふ事  
に農水省で御認識していらっしゃるんでしよう  
か。

ト。九九年度はゼロです。これは明らかに影響があると思っているんですけれども、この点についていかがですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 先ほど私が触れましたけれども、貝類につきましては非常に変動が激しくうござります。

今御指摘がありましたタイラギでありますけれども、有明海全体といたしまして、ここ十五年ほど、ピークが平成二年の約七千五百トンであります。が、平成六年にはぼゼロになりまして、その後、潮受け堤防を締め切ります直前の平成八年に三千五百トンまで回復をいたしております。ここで二、三年ほど漁獲量はほとんどゼロに近いということをございまして、変動が激しいと、そして、現況はほぼゼロに近いというのが数字の実情でござ

いうお話をしました。このお金を使ったから足腰の強い農家が出てくるんだというお話をありました。では具体的に、このウルグアイ・ラウンド費を使つたから国際競争力がついた農家というの

今の大臣のお話ですと、借金で苦労している、足腰が弱つただけの話だと私は思います。要するに、企業だって過剰設備が今問題になっているわけですが、それは過剰設備になっている状況で

この十五年ほどのデータで見ますと、ほぼ一貫してといいますか、あるいは言いかえますと、工事の開始前、工事の開始、排水門の閉め切り、排水門を閉め切った後の状態、こういう中で魚類、

○櫻田充君 変動が激しくても、これまでゼロと  
いうことはなかつたんですよ。少なくともこの松  
浦海区、それから有明海区、この地域でゼロとい  
ります。

一体何%ぐらいあるんですか。

○國務大臣 武部勤君) 細かい数字は私はわかりませんけれども、現実問題、相当力を得ている。しかし、その力を得ている農家が何で困っているかというと、やはり投資がかなり膨大でありましたから、ですからその償還等に苦労しているわけです。実際には農業生産そのものは相当上がっていますから、個別的には、だから、その問題をどう解決するかということが今後の課題だということを申し上げている。

から。ですから、そういう意味で、そのウルグアイラウンド費を使ったことによつて国際競争力が増したという答弁をいただいているわけですから、そういう農家がどのぐらいの数がいて、そしてその根拠となること、つまりこういう生産性がだけ増して、そして国際間の競争力に勝つてはいるようなものが生産できるようになったということとした根拠を据えた上で今の御答弁があつたのですから、今は細かい数字はないでしよう。

貝類とも全体として減少傾向が続いております。ただ、貝類につきましては、年間の変動が非常に激しくうございまでの、振れがございます。次第に減少いたしまして、昭和六十年が魚類、貝類合計で、異常現象を除きますが、六万トン、平成三年に五万トンを切りまして、平成九年に四万トンを切って、現状では二万二千トンということです。

うのはないんですよ。変動だ変動だとおっしゃいますけれども、ゼロというのではないです。  
○政府参考人(渡辺好明君) ちょっと数字が先生のところ一部の地域の問題と有明海全体と違いますけれども、私の手持ちの資料でのタイラギの漁獲量は、平成六年には二百四十四トンという非常に低いレベルを得ております。そして、その後、平成八年に三千七百八十六トン、平成九年には三千四百三十二トンということで、これは潮受け堤防を締め切る前の工事の最中の数字でありますけれども、この二つを合計すると、一千五百二十トンになります。

それからグランドデザインがないということを認めたと言うけれども、そうじやありませんで、私の言う構造改革というのは、そのグランドデザインのデッサンみたいなものを今持っているわけですから、それは全くないわけではありますから、今日は三回目商のところに

○委員長(太田豊秋君)　ただいまの櫻井君の要望につきましては、後刻その取り扱いを理事会で協議いたします。

ると、それから、そういう状況の中で有明海全休として環境が悪化しているという指摘がございきました。現在、この魚介類の問題につきましても本格調査を実施しているところでございます。  
○櫻井充君 私が調べた範囲では、貝類の被害が物すごく大きくなっています。

我々はこれは農業のため、また国家のためといふことで議論しているわけですから、先生方から指摘していただいて、それはそのとおりだなと思うことは、何もむきになって弁護しようとか弁明し

○相手の方も、それで、その中に、おもてに来て、  
をどうするかという話になつていまして、だけれど、  
も、先週の水曜日、私は朝早の干拓のところに  
行ってまいりました。そして、その中に、漁民  
の方々がかなり御苦労されているという現実も見

有明海区といふのですが、その地域で、例え  
ば大浦漁協のタイラギの漁獲量の推移ですけれど  
も、九六年が三百十八トン。九七年が九十七ト  
ン、この年に閉め切つております。九八年に十五

○櫻木充君 ほぼゼロとゼロは全然違うんですね  
よ、はっきり言っておきますと。

海に潜って見た結果ですけれども、生きているタイラギがあるらしいんです。あるんですけども、例えば大雨が降つてその堤防をあけて水がどつと入ってくると、その後に貝類が死んでしまうことが見受けられるんだそうです。それで、とにかくその近辺のところはタイラギが全然それなくなっと。タイラギだけではなくて、一枚貝が相当やられているんだというのが地元の漁師の方々の話です。

農水省の言い方は、じゃ、これがその堤防の影響なのかどうかを漁民の方に証明してみるとおっしゃるんでしょうけれども、我々からすれば、逆に言えば、農水省の方がこの数字が影響が全くなかつたものだということを私は証明すべきだと思つてゐるんですよ。いかがですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 私どもは、これまで何度も申し上げておりますけれども、予断を持たずして、この有明海の現状について、水生生物の問題、それから環境の問題、全体を徹底的に本格的に調べ上げるという立場にございます。二カ年間かけましてこの海域の状況がどう変わつてきたということをつまびらかにいたしたいと考えております。

○櫻井充君 もう一つ、干拓事業のために海砂を掘つてゐるんですよ。海砂を掘つてゐるためにその地域の水が汚染されて、その近辺での漁獲量も減つてきているというような指摘もありますが、この点についていかがお考えですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 海砂を掘るときには細心の注意を払いながら採掘をいたしておりますけれども、水深が深くなつたことによって影響が出ているという御主張もございました。

そういうことも踏まえまして、あらゆる予断を持たずして、海域の環境を徹底的に調べ上げるというふうに取りかかっているところでございます。

○櫻井充君 これはいつまでやられる予定なんですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 二カ年間の本格調査でありますけれども、今回、一番問題になりまし

たノリの大不作という問題がございますので、毎月毎月のデータはもちろん公表いたしますけれども、遅くとも九月までには何らかの中間報告を出

せるような方向で努力をいたしております。

○櫻井充君 具体的なその調査内容というのを教

えていただけないですか。大きっぽでも結構で

かです。それについて教えていただけないですか。

○政府参考人(渡辺好明君) ちょっと長くなつて恐縮でありますけれども、調査は大きく分けまして、有明海の海域環境調査、これは有明海の海象メカニズムの分析、解析を行なうと同時に、有明海の海域環境改善方策の方向性の検討をいたします。農林水産省のみならず、国土交通省、環境省、経済産業省に参加をしていただきまして実施をしているものでございます。

もう一つは、有明海における海洋環境の変化が

題、それから環境の問題、全体を徹底的に本格的に調べ上げるという立場にございます。二カ年間

かけましてこの海域の状況がどう変わつてきたと

いうことをつまびらかにいたしたいと考えおりま

す。この有明海の現状について、水生生物の問題、それから環境の問題、全体を徹底的に本格的に

調べ上げるという立場にございます。

こういうふうなことを対象にいたしまして、あ

らゆる項目にわたつて、水産資源、プランクトン、ノリ、土木その他専門の方々に参加をしてい

ます。農林水産省のみならず、国土交通省、環境

省、経済産業省に参加をしていただきまして実施

をしているものでございます。

それらにつきましてもかなり多くの地点で多く

の項目についてやつております。それらにつきま

しても公表、公開をいたしております。

現在、今先生が個別に御指摘になつた問題はど

うなつてゐるかということにつきましては、手元

にデータがございませんので後ほど先生にお伝え

したいと思ひますが、いろいろな考え方、それか

らスポーツ的にいろいろなサンプルをとられて、

いろいろな御主張をなさる方はいらっしゃいま

す。

○櫻井充君 一つお願ひなんですけれども、我々

にも例えば調整池の水とかそういうもののサンプ

ルをいただけないか、もしくは我々がそこに行つ

て採取することをお許しいただけないのか、まず

その点について。

○政府参考人(木下寛之君) 調整池の水質でござ

りますけれども、私ども一定期間ごとに調査をい

たしております。具体的に調整池の水質、水でござ

りますけれども、お届けをしたいというふうに思つております。

○政府参考人(木下寛之君) 調整池の水質でござ

りますけれども、私ども一定期間ごとに調査をい

たしております。具体的に調整池の水質、水でござ

りますけれども、お届けをしたいというふうに思つております。

○櫻井充君 なれば、水門付近は相当高濃度のCODなり窒素なり焼が流れ

てくるということになるんではないですか。

○櫻井充君 しかし、今の数字をお示しいただけ

れば、かなり調整池の濃度は高いんじゃないで

しょうか。つまり、それから拡散されるかもしれませんけれども、それはあくまで諫早の中央で

全焼でございますけれども、〇・〇四ミリグラム、いざれも一リットル当たりでございます。

○櫻井充君 しかしながら、この数字をお示しいただけ

れば、かなり調整池の濃度は高いんじゃないで

しょうか。つまり、それから拡散されるかもしれませんけれども、それはあくまで諫早の中央で

あつたり入り口であるということになれば、水門

付近は相当高濃度のCODなり窒素なり焼が流れ

てくるということになるんではないですか。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほど申し上げまし

たように、調整池の水質でございますけれども、

調整池に流入いたしております本明川などの河川

の水質に大体左右されているというふうに考えて

おります。

○櫻井充君 ちなみに、有明海に流入いたしております河川

のC ODでございますけれども、筑後川で五

五、それから六角川で六・二ということで、私ど

もの調整池、先ほど御説明しました六ミリグラム

前後というものは、有明海に注いでいる河川はほぼ

同じような数値だろうというふうに認識をいたしております。

○櫻井充君 これは河川に影響されるとかされな

いとかいうことではなくて、少なくとも調整池の

濃度とそれから諫早湾での濃度は全然違いますよね、これは、窒素や磷にしてもけたが違っているかと思います。つまり、きのう私のところに説明に来た方は濃度差はほとんどないんだというふうにおっしゃっていましたけれども、決してそうではなくて、これだけ濃度差があるわけですよ。そして、拡散していくからこれだけの量になつてきますよ。

私はちょっと不思議なのは、拡散していくといふ海の水の量が相当あって、その中で、しかも入つてくる水の量がどの程度になるのかわかりませんが、それでこの程度の濃度で果たして整合性がとれているのかどうか、若干疑問があります。もう一度繰り返しになりますが、我々が今度調査を行つたときに、ぜひ水をお譲りいただきたいというふうに思います。

大臣、最後に、これは漁民の方の悲痛な叫びを聞いていただきたいんですけど、こういう問題があつて、ちょっと制度の名前は忘れましたか、融資という形で漁民の方々が二百万円ずつ融資を受けているんだそうです。今、しかし、その方々が、お兄さんが連帯保証人になったり弟さんが連帯保証人になって、その連帯保証人になつている方もまた同じように二百万ずつ借りているんだそうですよ。

つまり、彼らにとって主力であつたタイラギとかそういう二枚貝がやられて、漁業の収入も上がらないと。この金を借りてほかの産業に移るのかと。そういうこともなかなかできないような状況で、自分が逃げていけば兄弟に迷惑がかかる。我々は宝の海を返してもらいさえすれば金なんかどうでもいいんだという話をしているわけですよ。

やはりそれだけの悲痛な叫びがあるんだということを、まず大臣、御認識されているのかどうか、そして、これらの漁民の方々に対するてどういうふうに大臣がお考えになつてているのか、それにについてコメント願いたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 今般の有明海ノリ不作問

題に関連しまして有明海の環境悪化が指摘されるわけがありますが、その原因を究明するといふことが第一義的に重要だらうと思います。

現時点では明らかではありませんで、まずはノリ不作及び有明海の環境悪化の原因を予断を持たず調査することが重要だ、このように考えておりまして、このため、国土交通省、環境省、経済産業省及び沿岸各県と協力して、原因究明のための総合的な調査を進めているところであります。

同時に、今先生御指摘のノリ不作あるいは他の魚介類の漁業を営んでいる方々の生活や経営安定対策ということもござります。そのことに対するいわゆるサーフィンネットといいますか、そういうことも万全を期していかなければならぬということは言うまでもありませんで、農林水産省としても、臨時特例の措置というふうなことで、共済制度も有明海について特別の対策も講じているところであります。

さらに根本的には、今漁民の悲痛な叫びといふ表現でお話がありましたが、有明海を宝の海にいかに再生させるかということだらうと思ひます。現状、やれるべきこと、やるべきこと、これは、覆砂や干潟の造成等の漁場環境改善対策等を実施しておりますし、アサリの放流等の取り組みに対しましてもいろいろな助成などもやっておりますし、環境を修復、創造する施設づくりに今後重点を置いた再生策ということを考えていかなきゃなりません。

私も現地に行ってまいりまして、いろいろなことを聞かせてもらいましたし、いろんなことを感じさせてもらいました。私のところはサロマ湖を抱えている地元でありますけれども、もう十年以上も前から、私どもがこのようなやり方をしていましたならば、サロマ湖は死の海になつてしまふといふことを、まず大臣、御認識されているのかどうか理解いただきたいと思います。

○櫻井充君 できれば、一つ選択肢の中に水の浄化というのを入れていただきたいと思つています。しかし、これは山の木がなくなっていますか。

ら、森林の整備ということもやなくちやいなければ、これについては、地元の漁民が金を出し合つて漁民が木を植えるという、そういう運動もやつてゐるんです。それから、煙も化学肥料などを使つたり、そういうような環境とすることを十分考慮に入れないような農業という問題も一つありますし、牛のふん尿の問題もあります。それで河水が汚れる、それでサロマ湖が汚れる、海が汚れる」と。

これは、あえて私は有明海については細かいことは申し上げませんけれども、しかし、あのとき聞いた話は、やはり生活排水の問題から、先ほど御指摘がありました砂利採取の問題から、それから私はビデオで見ましたけれども、ノリの酸処理の問題あるいは筑後川の大堰の問題、それから有明海の流速の話も聞いてきました。ダムをつくることによって砂れきが有明海に入つてくるのが少なくなった、あるいはまた流速が弱くなつたから有明海の中の循環が悪くなつたと、さまざまなことを聞かせていただきまして、いずれにしても有明海を宝の海に再生するという決意を持つて、何が問題か、何ができるかということを私は真剣に考えてまいりたい、このように思つております。

いずれにしても、現時点で予断を持つて、何が原因で何が問題でどういう対策をというようなことについては申し上げられないことは残念なんですが、それとも、今申し上げましたような問題意識を持つて真剣に取り組んでいるということだけは御理解いただきたいと思ひます。

今、櫻井委員の方から法案に対する質疑もございましたけれども、若干時間が足りなかつたようございますので、場合によりまして、きのう通常をさせさせていただいたもの以外についても若干質問をお許しいただきたいというふうに思つております。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございます。今、櫻井委員の方から法案に対する質疑もございましたけれども、若干時間が足りなかつたようございますので、場合によりまして、きのう通常をさせさせていただいたもの以外についても若干質問をお許しいただきたいというふうに思つております。

今回の農協法二法の関係でございますが、昨年の十一月でございましたか、「農協改革の方向」という形で農水省内の経済局長の私の検討会の報告が出されておりました。その後、「農協法をはじめとする農協系統に関する各般の法令、通

○櫻井充君 いや、それはとれませんでしたから。ですから、僕らが水門のところにも入れないようブイがこうやってあります。随分回って水門の近くまで行きましたけれども、できれば調整池の水をくませていただいて実験をやればすこくよかつたなと思っています。

これは、実はこの炭素繊維というのは経済産業省の外郭団体のNEDOですとやつてきました取り組みでして、非常に高い評価を得ていています。今は榛名湖でワカサギが戻ってきたとか繁殖に使えたとか、水の淨化にも可能性があるし、それから藻場がつくるとか、もしかすると人工的な干渉もつくれるんじゃないかというふうに期待されてしまうのです。国土交通省の方にお話ししましたら、ぜひ検討させていただきたいという話はいただいております。

ですから、あの水門を今のところあけないのだとすれば、せめて調整池から流してくる水を少しでもきれいな形にして、農水省はそうではないとおっしゃいますけれども、少なくとも先ほどの濃度を見れば富栄養状態になつていているわけですから、これを少しでも改善して出すような格好になると大分違つてくるんだろうと思ひますから、ぜひその点について御検討いただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

達等を早急に見直す、そういうような字句がございまして、今回の二法案についてもその流れの第一歩ではないかなというふうに考へるわけでございます。

この後、今回の法案以降、どのような法案の提出をなさついくつもいるのか、あるいは通達等については早急に見直すというその手順、流れ等についてお聞かせをいただきたいと思います。大臣。

○国務大臣(武部勤君) けさほどの議論でも申し上げましたけれども、今回の改革が絶対だとは思っておりません。したがいまして、今後、農協改革は不斷に行つていかなければならぬ、かよううに考へておりますし、農協系統に関する制度の実施、運用状況等を点検し、農協系統の健全な発展を図る上で、必要な場合には制度の見直し、強化をさらに行つていくという必要があるというふうに私は考へております。

○郡司彰君 考え方はわかりました。

具体的に、例えば次期国会にはこののような法案というものまで具體化はされていないという理解でよろしいですか。

○国務大臣(武部勤君) ちょっと局長に答弁させます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回、広範な農協改革を行われましたので、それに伴います政省令あるいはさらにその通達、こういうものの見直し、点検に恐らく来年の一月ごろまでかかるかと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回、広範な農協改革を行われましたので、それに伴います政省令あるいはさらにその通達、こういうものの見直し、点検に恐らく来年の一月ごろまでかかるかと思います。

ち合わせてはおりません。

○郡司彰君 いずれにしましても、改革を行う場合に、その要点は、農家の所得がいかに向上するか、確保されるかということにならなければいけないわけでありまして、今回のこの二法案のどう

いうところから、どの条文から農家の所得向上が図れるという形に読み取れますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃるとおり、農協は組合員農家の営農を支援していく組織でございます。組合員農家の所得向上というメリットが最大限享受できるような改革でないといけないというふうに私ども思つておりまして、まず當農指導事業を農協の第一の事業として法律

上位置づけたということでございます。

これに基づきまして、農協系統みずからが昨年十月の全国大会において大会決議を行い、またこうの月に全中理事会において行動計画を決定したところでございまして、この農協みずからが取り組みます事業、計画の中で、先ほど来申し上げております担い手を中心の地域農業戦略というものを策定してこれを実践していく、あるいは売れる農産物づくりということを念頭に置いた生産販売企画専任者を全JJAに設置する、そして生産資材につきましては、物流の効率化その他によりまして供給コストを二割削減するという目標を持ってみずからが取り組みまして、組合員農家の所得向上に資するというふうなことといたしたいといふうに思つております。

○郡司彰君 この法案の例えなどの条項がそのようないふうに当たるかということになると、それはないんただろうと思うんです。これは、系統組織が自助努力の中でいかにこれをやつていいけるかということの呼び水的な法案だというふうに私は思つておりますから、これは農水省が縛りをかけるのではなくて、系統組織そのものがいかにやつていくんだ

うんですね。そういうふうなことを考へておりますと、これまで系統三段階、あるいはこれから二段階と明確な目標年次とかそういうものは今のところ持

いうことも予想されるわけでありますけれども、まず単協があつて、連合会があつて、全国連があつて、そういうような理解をしてきたつもりであります。

今回の改正の中身そのものが、例えば県連のやつてきた機能、それが合併をした広域の合併農協であつても直ちにその機能を移管できるかといふことになりますと、なかなかそはならない部分が多いわけであります。だとすると、どうもこ

の法の流れからいって、その当時のあり方が、全國が中心になって単協を思うような形を描きながら動かしていこうということになつてくるのではないかと。これは、これまで私どもが理解をしてきた、単協があつてこそ、その上の段階というものがあるんだろうということと若干違つてくるのではないかかななどという思いがありますけれども、その点についてどうでしようか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生の御指摘のように、農協系統は単協、県連、全国連とあるわけですが、本来、地域の農家の自主的な協同組織で、しかも組合員農家の社会的、経済的地位の向上を図るということが目的でございまして、そういう組合員農家の負託を受けて、組合員農家の欲するサービス、便益といふものを供与していくと、やはり単協が中心にならざるを得ないということと私どもも認識をしております。

ただ、巨大な資本主義機構の中で、人的結合体でござります農協がほかの業態と伍して経済事業等を行つていく限りにおしまして、県の結合、全国連の結合といふものが必要になりますの购买が未収金となつて残る、その未収金をその額だけ融資に振りかえるような形でもつて、結果として離農をしたり、途中で経営規模を縮小したり、いろんな形の中で不良債権化しているものと逆に言いますれば、信用の問題を信用の問題だけ片づけられない側面が農協の場合にはたくさんあるわけでありまして、そういう観点から、この信用事業面だけの法案ということに審議としてなる可能性があるわけでありますけれども、そうした視点を忘れてしまつことはまたちよつとまづい結果になるんではないかと、そのように思はずけれども、大臣のお考へはいかがでしようか。

○郡司彰君 経済の仕組みからいと、形の上でやつぱり全国連を中心とした展開にならざるを得ないところが事実としてあるんですね。ただ、これまでの相互扶助組織というような観点をどう生かしていくかということは、経済の問題とそれから意思の伝達その他がどのようになつていくかと、いうことと、どういう組み合せがきちんとできるかということになつてくるんだろうと思いま

まして、決して単協を県連が支配するでございませんとか全国連が支配するでございますとかといふ意図ではなくて、これを支援する、補完するという観点から改革をしておるところでございます。

○郡司彰君 経済の仕組みからいと、形の上でやつぱり全国連を中心とした展開にならざるを得ないところが事実としてあるんですね。ただ、これまでの相互扶助組織というような観点をどう生

かしていくかということは、経済の問題とそれから意思の伝達その他がどのようになつていくかと、いうことと、どういう組み合せがきちんとできるかということになつてくるんだろうと思いま

○國務大臣(武部勤君) 前段のことに関するお申しあげますれば、奈良県なんかは今、一単協になっていますね。

午前中の議論もありましたけれども、農協によつては、いわゆる人材の面でとてもついていけないといいますか、そういうところもあるのも事実です。しかし、今先生御指摘のように、これが、連合会などが今までより以上に介入をしてくるといいますか、そういう指導行政が徹底していくことの間に乖離が生じて、勢い、安定ということを第一に考えた場合には、あなたはここでやめた方がいいというようなことで打ち切られる場合も出てくるかも知れない。

そういう意味では、一つ一つのバランスというものが大事でありますし、一番いいのは、身近なところで営農指導もできる、かゆいところに手の届くような状況の中でやる方がいいのかもしれません。

そういう意味で、今先生のお話ありますように、営農状況を踏まえて適切な指導を行得るということが、返済不能な負債状況に陥らないようなるということになるのかもしれません、そのところはやっぱりバランスだと私は思います。小さくて手の届くところにいるだけれども、かいてくれなければ全く意味がないわけですね。また、大きくなつて、かなり専門的な知識や経験のある人材が、ちょっと帳面見ただけで、この経営実態どうなつてあるかということがわかるというようなこともありますて、そこのところは、今先生のような問題が起こらないよと、かように私は考えるところでございます。

○郡司彰君 時間がありませんので次の質問に入らせていただきますが、農協の金融が、まずいないうような单協が出てきたというときに、いろ

いろな互助の制度といいますか、そういうものがつくられてきているわけであります。

例えば、農水産業貯金保険制度とか全国農協相互援助制度などというものがございますが、これは一つは、もう何年前になりましたか、鹿児島市農協というところの問題が起つたわけあります。そのときも、最終的には、なぜこういうことが起つたんだという、そこまできちんとその切開をすることなく、まあ助け合いましょうかといふところでもってふたをしてしまったようなところがあつて、そういうようなところの体質を今にまでちょっと引き継いでいるところがあるのかなと。

これ、実際に現場で聞いてみますと、こういう制度、これは確かに必要かもしれない。仲間内でみんなでそういうことも必要だと。しかし、場合によつては、一生懸命その健全化ということを目指して健全な経営をしてきた農協が、ややもすると、ややもするとありますけれども、そう努力をしなかつた結果、役員あるいはそういう方々の不祥事によって巻きこされたところまで何でおれたちが面倒見なければいけないんだと、そういうふうに思つたところまで何でありますけれども、そういう問題解決の一つのリスクヘッジにもなるということになるのかもしれません、そのところはやっぱりバランスだと私は思います。しっかりと手の届くところにいるだけれども、かいてくれなければ全く意味がないわけですね。また、大きくなつて、かなり専門的な知識や経験のある人材が、ちょっと帳面見ただけで、この経営実態どうなつてあるかということがわかるというようなことがありますて、そこのところは、今先生のような問題が起こらないよと、かのように私は考えるところでございます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御承知のとおり、農水産業協同組合貯金保険法、いわゆる貯保法でございます。貯金者の保護、信用秩序の維持という観点から、法律に基づきまして強制的に徴収されている保険の制度でございます。また、相互援助制度といふものは、農協系統の中の自主的な取り決めによって、これもまた保険的に行われて行っている農協からは、そういう救済という問題題もござります。

確かに、どこかの農協が破綻をいたしますと、健全な農協からそういう制度を通じて破綻農協への資金の移転が起こることで、大変健全に運営している農協からは、そういう救済という問題題もござります。

が起つたたびにそういう意見が提出されておるところでございますけれども、農協系統全体ということを考えいただければ、やはりこういう保険的な自主的制度でございますとか強制力を持った

一つは、もう何年前になりましたか、鹿児島市農協というところの問題が起つたわけあります。そのときも、最終的には、なぜこういうことが起つたんだという、そこまできちんとその切開をすることなく、まあ助け合いましょうかといふところでもってふたをしてしまったようなところがあつて、そういうようなところの体質を今にまでちょっと引き継いでいるところがあるのかなと。

これまで、ともすれば、中金、信連、単協がばらばらに資金運用を行つてきた面が否めません。やはり融資判断の能力を超えた資金運用をする等によりまして、結局破綻につながり他の農協に迷惑をかけることになるわけでございますので、今回は中金をトップといたしまして一つの金融機関とすることで、I.T.等活用をいたしまして指して健全な経営をしてきた農協が、ややもする

農協数がございましたから、約三分の一ぐらいたつたわけであります。

広域合併前と現在の営農指導員の数、一農協当たりでいうと当然ふえているかと思ひますけれども、例えれば、一人当たりの農家組合員数はどのぐらいの数になつてゐるか、あるいは百人当たりで何人ぐらいになつてゐるか、お知らせいただけますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協の営農指導員、まず総体でございますが、昭和六十年に一万九千人ございました。その後、減少をいたしましたが、平成十一年には二百八十一人というところになつてゐるところでございます。

営農指導員一人当たりの組合員の数でございますけれども、昭和六十年が二百六十人でございましたが、平成十一年には二百八十一人というところになつてゐるところでございます。

○郡司彰君 合併をするときには、農家組合員の方には合併をした場合のメリットというのを大体話しておきます。その中で最大のものは、営農指導員の数をふやしてきちんと営農指導を行いますよというのがほとんどなんですね。そこで見るが、例えば合併前は規模が小さかったわけですよ。こういう制度をつくつてお互いで助け合いましょうと、そういうこともそれはできた。しかし、今後かなり広域の合併ができるべくと、実際問題としてそういう破綻をするというようなことが起つた場合に、じゃどこまで積んでおけば大丈夫なんだということになると、これは相互に援助をするという仕組みが本当に機能するのかということも懸念をされるわけでありまして、その辺のところは数理的にも、お互いの助け合いということだけだとすると、広域合併そのもの、千農協構想といふのは、確かに信用の問題、三百億円ぐらいの規模の農協をつくろうとかいろんなことがありますけれども、大分これは結果として農家組合員に対するメリットということからいえば、そこを来ておいては逆にみんな倒れちゃうというようなことを含めてさらに検討していただければなという感じがいたします。

それから、営農の指導に関して先ほど来出ておりました。広域合併が進んでおりまして、朝ほど話で千百六十六農協ですか、J.A.大会で千農協構想から始まつたときには三千二、三百ぐらゐの農協がございましたが、農家の賦課金がふえるという関係になつていて、農協の営農指導は組合員農家の賦課金で行っておるものでございまして、営農指導に今力を入れるといいますか、指導員の拡張をいたしまして、農家の賦課金がふえるという関係になつていて、農協の営農指導は組合員農家の賦課金で行っておるものでございませんか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生も御存じのように、農協の営農指導は組合員農家の賦課金で行っておるものでございまして、それを超えるメリットを

与えられるかどうか、非常に難しい点が実際にはござります。

とはいものの、営農指導といふのは農協が組合員に行います基本的な業務でござりますので、営農指導員の減少を何らかの形で補うシステムづくり、例えば普及でござりますとか担い手等を入れた農業戦略というものを立てて実施する、あるいは技術指導から先ほど来申しておりますけれども、売れる農産物づくりを目指した専任者を設置していく、それから最近のＩＴ等を活用いたしまして、大規模農家、集落営農リーダー等々、ネットワーク化を図る、そういう質的な面で補完をしていく、そういう営農指導体制を充実させる等によりまして質的な営農指導の強化ということを農協系統自身も目指しておりまして、このような取り組みによりまして今のような問題に対応していくべきだというふうに考えておるところをございます。

が繰り返しされるわけあります。私は、営農指導といふ名で各名所へおもむかしくお詫び申しますが、それが何事かは、今局長がおつしやったように、これは賦課金だというふうなことになりますけれども、長い目で見て相対的に、営農指導といいますか、その農協の利益の中に占める割合が、販売とかあるいは購買というものの比重が高い農協に体質を変えるということがなされませんと、結果として、私は、信用あるいは共済という形の偏重した農協といふのは早晚難しい経営に陥るんだろうと思つております。

これは茨城だけの傾向かもしませんが、私ども数字の上でなくて肌身の感じで考えますと、昔米がたくさんとれたところ、水田地帯、これは今は余りよくなないです。これは保管料その他でもつてやってきたのが、体質改善構造改革できていない。畑地で米の保管料や何かがなかつたところは、もう二十年ぐらい前に今でいう構造改革といふものになし得て、何とかきちんと残れるような農協になつてきているんです。

例えば、茨城の中で見ましても、畑作あるいは果樹その他をやっているところというのは、事業総利益貢献度というふうに言っておられますけれども、販売だけで四〇%近い、そういうような数字を上げているところというの、これは結果として信用も共済もくついてくるんですよね。だから、局長の先ほどの答弁の中で、賦課金だからといふ発想でこれを片づけてしまうと、これはやっぱり農協本来の今回の目指す方向につながらない、そのところは十分考えていただきたい

なというふうに思つております。  
それから、先ほど岸委員の方からもありましたけれども、そういう営農指導員の質の問題が大変難しくて、大変に先進的な取り組みをしている農

家からすれば、もう少し高度な技術を教えてもらわなくちゃ困るというふうなことがあるわけあります。

すると営農指導員よりも共済あるいは信用にかかる  
わる人たちの方が、背広を着て歩き回るその形の

方が何か農協の中でも優位な職員だというふうにとられるような風潮さえある。

そういう中で、この営農指導員の数が減っていく。質の向上をどうするんだといえば、先ほどど

言った資格認証の問題なんかあるかと思ひますが、その辺のところについて局長、もう少しそのための意欲を

らがよろしゅうございましょうか、お聞かせいた  
だきたいと思います。

○國務大臣（武部勤君）局長の方が詳しいですか  
ら。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私どもも、先生指導でござる。われる様に営農指導といふ狭義の技術指導ではなくて、やはり農協といふのは購買力でござりますとか、販売力に乏しい農家の方が協同して經營すよ。

とか生活の向上を図ろうという、それが原点でございますので、やはり有利に農産物を販売する、あるいはできるだけ安く資材を購入する、それと結びついたものとして営農指導等いうものがなくないかと

てはならないというふうに思つております。この當農指導員の資質でござります。正直言ひて、今先生おっしゃられたように、農家の知識とかなわないだとか、あるいは県の普及員に及ぶまいだとか、現場でいろいろ言われております。そこで、これまでも指導員の研修でございまして、

すとか、農協系統は手引書を作成したりして資本の向上に努めてきたわけでございますけれども、やはり高度な技術は普及に任せ、確立した技術を農業指導員が行うというようなことが見られる」と

うでございます。  
今後は、農協系統みずから目標にしているわけですが、指導員資格認証試験、全体でまだ三分の二ぐらいしかそれに合格した人が行き渡っていないようですが、ますますひどいとうつと行き度

ことさしもすきれども  
うりうらのを引き渡さず  
るとともに、やはり全中だけではなくて全農も廿  
同で生産販売企画専任者研修、これは全農協に設

置する予定でござりますけれども、そういうものを開催することによって資質の向上というものを努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○郡司敦君　それから 生産資材の価格の問題は  
話されましたし、配送センターのことについても  
触れられておりました。

この生産資材でありますけれども、考え方の中  
で、大量に使つてある扱い手の方々と、それから

休みの日中心にやるような方と同じような価格はどうかというような話がございまして、これも理解できるわけであります。当然、担当の手その他の

は、こういう言い方がどうかわかりませんが、系統じゃなくて商系の方をお使いになる方を何とか系統の中で引きとめようという努力もあるわけですから、そういうことはわかるわけです。ただ、そのことばかりが考え方として先行する

と、一方で、担い手と言われる、今後四十万と言われる方々と、それからさらに多くの兼業の方々との兼ね合いということが出てくるんだろうとうふうに思います。

ですから、価格の問題、それから配送のコントロール、その他の問題を含めて、十分この扱い手の方々には意を用いなくてはいけないけれども、かしながら一方で、というような形の配慮がないと、これはかえって農協系統のそうした事業に対してマイナス面を及ぼすことも出てくるんですね。

いか、そんな心配をしておりますけれども、どうぞお見えにな  
り、お仕事の参考に役立ててください。どうぞお見えにな  
り、お仕事の参考に役立ててください。

例えば、農作業の中でも、減反をしていくだ  
か、あるいは共同で防除をしていくだとか、共  
で水管理をしていくだとか、こういう場面だとへ  
農家が協力してやらないといけないということは  
ござりますし、農協は從来一人一票というこ  
とで、「上資」攻から「下資」攻を重ねてよ  
うに、こう

出資に難い所は、元々の説教格ではなくて、もう平等主義みたいなものがあつたわけでござります。ただ、それをやっておりました結果、担いて

が逃げていつたと。その理由が、おれたちには口割引がないだとか、価格が高いじゃないかとか、こういうことになつたわけでござります。したがつて、今後は、まず組合員農家全体が女

益するよう、生産資材価格の一般的な低下を図っていく。これは物流の効率化でございますとか、低コストの資材を購入するでござりますとかで

図れると。さらに、農協ごとに工夫を凝らしまして、ロットとか配達形態を考慮した大口利用先

対してもサービスを供与していくと、この二段努力が今後は必要になるのではないかというふうに考えております。

○郡司彰君　今の局長の答弁に私の考え方を「ラ  
していただければと思ひますが、それは、例え  
あそこで売つてゐるものとここで売つてゐる  
の、私どもの売つてゐるのはこれは品質が違う  
だ、効用についても違うんだといふことも、や

ぱりそういうことをきちんとすると、いうことも必要かもしませんし、現在どうなっているかわかりませんが、これまでややもすると全農が例えればほかから持ってきたもの、ほかの国から持ってきたものを系統、そして商系両方に流している場合が今のところもあるわけです。では、そのコストというものが、例えれば系統でこういうものをつくる場合には、こういうコストでもつて皆さん方に確かにメリットが出るようなそういう価格設定をしているんですよ、そういうような配達システムの中でもうまみが出るような形をつくっているんですよ、そういう努力をきちんとした示していかなければいけないと思うんです。

これは、農協そのものが、あるいは組合員その

まして、定款で地域、区域を決めて認可申請をして認可をいたぐるふうなことで創立をされるわけでございます。区域を決めて、いわゆるゾーニングをいたしまして種々の活動をするということによりまして安定的な活動基盤を得ると、過当競争にならずに経営を維持していくというような、メリットといえばこれまでのメリットがあつたわけでございます。しかしながら、そういうような状況を放置してしまつたために、先ほどお願いの手の農協離れではございませんけれども、やはり農協相互間の競争が働きかなくなつてきたと。組合員サービスの低下が見られるんではないかと。

なれば、農協以外なかなか農民に貸してくれないとか、それから共済制度だってほかのところはなかなかあれだけれども、みんな系統の中で頑張ってやりましょうと、そういうようなことがあってやだらうと思うんです。今後、混住化という中でその総合性というものがどういう形で残されしていくべきなのか、あるいはそういうものは割り切つて経済的な側面だけでやつていいのかといふうなことがあるかと思います。

〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕

時間の関係で、恐縮でござりますけれども、この次の話に入らせていただきたいと思いますが、次に役職員についてちょっとお尋ねをしたいと申します。

と思うでござります。  
したがいまして、私は、広域合併によつてさまざま  
な問題が提起されることは先生御指摘のとおり  
だと思います。しかし、ここは大胆にこのこと  
を取り組んで挑戦して結果を出さなければ、あと  
は農協要らなくなると思ふんですね。

ものが系統に対する信頼をきちんと持つといふことからも、できますれば、例えば同じものを系統と商系に流す場合に、商系の方にややもすると安々流していくんじゃないかなんという話があります。話がありますから、そういうことでは同じ系統の中でみんなで協力してやりましょうなんということになりますんで、その辺のところについて強く申し訳おきたいなというふうに思っております。

けでございまして、組合員農家がこの分野はあつちの農協へ、この分野はこっちの農協へというような選択によりまして組合員サービスの向上に資するんじやないか等々の議論がございまして、今後このゾーニング規制というのを原則的に廃止いたしまして、競争原理による組合員サービスの向上というものを図ろうということで今回措置をしたわけでございます。

ただ、地区が重複することによって合併が阻害

合併農協でメリットが出ているかどうかといふ話がございました。メリット、デメリット、そぞれ人によつても數字的にもいろんなとらえ方が出でてくるかと思いますけれども、私自身は、なかなか農家組合員にとってのメリットというものが、どうも感じられるほどにはなつていなかんじやないかななど。例えは、數理的に、合併農協になつてこないう形の数字になつてきたよということと、個々の農家組合員が肌身で感する合併してよか

し上げますと、非常に今度の改革というのは、農林水産省はもとより、農協も生産者も連合会も単協も、この改革というもので一山越したというようなことではダメだと思うんです。もう本当に自分たちはまないと上の上のせられたというぐらいの気持ちになつて取り組んでいかなければ成果が出てこないんじゃないのかなと、私はそのよう思っています。

それから、これまでの農協とこれから変わつていくんだということの中で、日本の農協は世界に比べて幾つか特異な点があるかと思うんです。特徴的な点があるかと思います。一つはゾーニング

されるでござりますとか、あるいは農協スプロットル化みたいななりまして、地域農業の一体的な発展が阻害されるでござりますとか等々の支障もまた考えられるわけでございまして、地区の重複す

たなど、この辺のところのずれというものが出てきているんじゃないかなという感じがいたしますが、まずその点について、大臣、お考えをお聞かせください。

ほど少し申し上げましたけれども、その後のこと  
も当然考えて、我々はこれを試金石として次なる  
対応ということも当然視野に入れていかなきやな  
らぬ、このように思っています。

という問題、それから二つ目は総合性、それから中央会という指導機関を持つ、この三つぐらいがおおよそ日本の農協の特色だらうと思うんです。今回は、その中で、例えばゾーニングについて

る農協の設立ということに当たりましては、知事が県中央会でございますとか関係市町村と協議して認可を行つていくということにしておるわけでござります。

○國務大臣(武部勤君) 先ほど來の議論にすべて  
関係してくると思うんですけれども、今度の改革  
で相当、生産者も農協も役職員も意識が変わるだ  
らうと思いますし、変わらなければ農協組織その

○郡司彰君 大臣の答弁の中で、後ろ向きに考え方を出すようにしておこう。

も、規制の緩和といいますか、行く行く撤廃といふことも含めての考えが出ておるようでありますけれども、ゾーニング規制が果たしてきたこれまでのメリットといいますか、そして今後の緩和

○郡司彰君　よくわからないんですが、要するに総合性ということともこれは関係があるんですね。

ものが私は危ういものになつていくと、このよろこびに思つております。やはり今までの単協中心の単協のあり方というのは、生産者と親戚兄弟のよろこびなど、そういう情の通う組織としての存在感といふのがあることを思はうございます。しかし、そんなど

○政府参考人(須賀田薫<sup>君</sup>) 農協は先生御存じのように、人的結合体であるということをごさい  
とになりますでしようか。

○都司彰君　よくわからんんですね。要するに総合性ということともこれは関係があるんですね。

例えば、先ほど縦割りの中での櫻井委員の方の話がありましてけれども、この金融問題はもう主管を移したらどうだという話がありました。ただし、今の混住化した地域社会と違って、昔の場合には、農村の中で融資を受けるなんということに

ものが私は危ういものになつていくと、このよろ  
に思つております。やはり今までの単協中心の串  
協のあり方というのは、生産者と親戚兄弟のよろ  
な、そういう情の通う組織としての存在感といふ  
のがあつたと思うんですね。しかし、それはと  
すると、いわゆる護送船団方式ということに象徴  
されるように、お互にもたれ合いといふようす  
ことから改革が進まなかつたということが言え

合併協議の中でなかなか成果が出ない、いろんな要因があるかと思いますが、その一つに役員の質の問題があるだろうと思っています。私は正直に申し上げて、職員の問題もある、いろんな制度的な問題もある、規制の問題もある、しかし役員の質が本当に広域合併に値するような、そういうことになっているのかということを非常に危惧しております。

例えば、ちょっとお聞きをしたいと思います

ちとこっちと幾つも兼ねていてたくさんもらっています

いるという方、これはまれにいます。この人たち

が、逆な意味で農協の常勤の役員の方の報酬とい

うのは私はかなり低いんじゃないかと思つていま

す。どういうような実態をお知らせをいただきた

いと思ひますし、それから、意識の問題も含めて

ありますけれども、五年前から員外の理事を登

用しよう、あるいは学経理事をということが出で

おりますけれども、今、五年間経た後にどのよう

な数字的に前進を見ているか、もしわかれれば教え

ていただきたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、役員報酬で

ございます。

先生御存じのよう

に、中央会は系統全体の監査、指導を任務として

ありますけれども、平成八年の改正で、単協に組合員代

表の經營管理委員会と日常業務を經營能力を發揮

しながら施行していく理事会といふようなものを

つくったわけでございますけれども、やはり待遇

とか定期制だと任期制だと、この辺が実態上

としては違うことをやってきて、いろんなことが

あって常勤になるという人が非常に多い。余り

はつきり言いませんが、そういうふうな形が多い

んです。そういう中で、その金額で常勤になりま

すよ、学経でもいいですよ、学経の人が今の仕事

をやめてJAのために常勤になりますよう、六百

万でどうですか、だれも来る人はいないですよ。

こういうふうな形を改めていかなくちゃならな

い。

そういうふうなことを一方でやりながら、員外

の理事あるいは学経の理事。私ども、現場でつな

さに見聞きをするのは、これは地域の特性かもし

れませんけれども、排他的な要素というものが非

常に強いわけです。そういう中で、これまでにな

らかたたうな常務の形でもって迎え入れた、しか

しあるたたらば皆さん方の意向でもって首に

なつたとか、そういう形ばかりなんですね。

これ定着させるのは、制度だけの問題ではな

くて、やっぱり指導機関といふものがきちんとし

て、例えば定款を今度直すということがありまし

た、定年ももしかしたら決めようとすることも

あった。内規でもって決めたり、あるいは定款で

決めているけれども、それを破るのがおれの力だ

みたいな人がいっぱいいるわけでありまして、決

めたけれども実際はそうないところがない

やつぱり不退転の決意で臨むような気持ちでなく

はいけないということがありました。

私は、その中で、先ほどありましたけれども、

かなり低いです。

それから、学経の役員でございます。余り進ん

でおりませんで、単協が一農協当たり〇・四人、

信連が一・五人というところでございます。

○郡司彰君 報酬の問題を出されましたけれど

も、かなり低いです。

例えば、今の総代会あるいは総会を経て理事の

互選でもって理事長が選ばれるというシステムの

中で、意欲を持つて本当に農協、JAの常勤役員

を務めてみようという人がどのくらいいるかとい

うことなんですね。茨城の中身はわかっています

が、全国的にそんなに遜色ないとすると、おおよ

そ今局長がおっしゃったような数字よりも平均す

ると低いですよ。これは低いです。中には、あつ

いうふうに考えておりますけれども、いかがで

いらっしゃる方が相当強化をされるということが必要だと

いうふうに考えておりますけれども、いかがで

いること必要ではないかといふうに考えてお

ります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御存じのよう

に、中央会は系統全体の監査、指導を任務として

ありますけれども、平成八年の改正で、単協に組合員代

表の經營管理委員会と日常業務を經營能力を發揮

しながら施行していく理事会といふようなものを

つくったわけでございますけれども、やはり待遇

とか定期制だと任期制だと、この辺が実態上

としては違うことをやってきて、いろんなことが

あって常勤になるという人が非常に多い。余り

はつきり言いませんが、そういうふうな形が多い

んです。そういう中で、その金額で常勤になりま

すよ、学経でもいいですよ、学経の人が今の仕事

をやめてJAのために常勤になりますよう、六百

万でどうですか、だれも来る人はいないですよ。

こういうふうな形を改めていかなくちゃならな

い。

そういうふうなことを一方でやりながら、員外

の理事あるいは学経の理事。私ども、現場でつな

さに見聞きをするのは、これは地域の特性かもし

れませんけれども、排他的な要素というものが非

常に強いわけです。そういう中で、これまでにな

らかたたうな常務の形でもって迎え入れた、しか

しあるたたらば皆さん方の意向でもって首に

なつたとか、そういう形ばかりなんですね。

これ定着させるのは、制度だけの問題ではな

くて、やっぱり指導機関といふものがきちんとし

て、例えば定款を今度直すということがありまし

た、定年ももしかしたら決めようとすることも

あった。内規でもって決めたり、あるいは定款で

決めているけれども、それを破のがおれの力だ

みたいな人がいっぱいいるわけでありまして、決

めたけれども実際はそうないところがない

やつぱり不退転の決意で臨むような気持ちでなく

はいけないということがありました。

私は、その中で、先ほどありましたけれども、

かなり低いです。

それから、学経の役員でございます。余り進ん

でおりませんで、単協が一農協当たり〇・四人、

信連が一・五人というところでございます。

○郡司彰君 報酬の問題を出されましたけれど

も、かなり低いです。

例えば、今の総代会あるいは総会を経て理事の

互選でもって理事長が選ばれるというシステムの

中で、意欲を持つて本当に農協、JAの常勤役員

を務めてみようという人がどのくらいいるかとい

うことなんですね。茨城の中身はわかっています

が、全国的にそんなに遜色ないとすると、おおよ

そ今局長がおっしゃったような数字よりも平均す

ると低いですよ。これは低いです。中には、あつ

いうふうに考えておりますけれども、いかがで

いること必要ではないかといふうに考えてお

ります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御存じのよう

に、中央会は系統全体の監査、指導を任務として

ありますけれども、平成八年の改正で、単協に組合員代

表の經營管理委員会と日常業務を經營能力を發揮

しながら施行していく理事会といふようなものを

つくったわけでございますけれども、やはり待遇

とか定期制だと任期制だと、この辺が実態上

としては違うことをやってきて、いろんなことが

あって常勤になるという人が非常に多い。余り

はつきり言いませんが、そういうふうな形が多い

んです。そういう中で、その金額で常勤になりま

すよ、学経でもいいですよ、学経の人が今の仕事

をやめてJAのために常勤になりますよう、六百

万でどうですか、だれも来る人はいないですよ。

こういうふうな形を改めていかなくちゃならな

い。

そういうふうなことを一方でやりながら、員外

の理事あるいは学経の理事。私ども、現場でつな

さに見聞きをするのは、これは地域の特性かもし

れませんけれども、排他的な要素というものが非

常に強いわけです。そういう中で、これまでにな

らかたたうな常務の形でもって迎え入れた、しか

しあるたたらば皆さん方の意向でもって首に

なつたとか、そういう形ばかりなんですね。

これ定着させるのは、制度だけの問題ではな

くて、やっぱり指導機関といふものがきちんとし

て、例えば定款を今度直すということがありまし

た、定年ももしかしたら決めようとすることも

あった。内規でもって決めたり、あるいは定款で

決めているけれども、それを破のがおれの力だ

みたいな人がいっぱいいるわけでありまして、決

めたけれども実際はそうないところがない

やつぱり不退転の決意で臨むような気持ちでなく

はいけないということがありました。

私は、その中で、先ほどありましたけれども、

かなり低いです。

それから、学経の役員でございます。余り進ん

でおりませんで、単協が一農協当たり〇・四人、

信連が一・五人というところでございます。

○郡司彰君 報酬の問題を出されましたけれど

も、かなり低いです。

例えば、今の総代会あるいは総会を経て理事の

互選でもって理事長が選ばれるというシステムの

中で、意欲を持つて本当に農協、JAの常勤役員

を務めてみようという人がどのくらいいるかとい

うことなんですね。茨城の中身はわかっています

が、全国的にそんなに遜色ないとすると、おおよ

そ今局長がおっしゃったような数字よりも平均す

ると低いですよ。これは低いです。中には、あつ

いうふうに考えておりますけれども、いかがで

いること必要ではないかといふうに考えてお

ります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御存じのよう

に、中央会は系統全体の監査、指導を任務として

ありますけれども、平成八年の改正で、単協に組合員代

表の經營管理委員会と日常業務を經營能力を發揮

しながら施行していく理事会といふようなものを

つくったわけでございますけれども、やはり待遇

とか定期制だと任期制だと、この辺が実態上

としては違うことをやってきて、いろんなことが

あって常勤になるという人が非常に多い。余り

はつきり言いませんが、そういうふうな形が多い

んです。そういう中で、その金額で常勤になりま

すよ、学経でもいいですよ、学経の人が今の仕事

をやめてJAのために常勤になりますよう、六百

万でどうですか、だれも来る人はいないですよ。

こういうふうな形を改めていかなくちゃならな

い。

そういうふうなことを一方でやりながら、員外

の理事あるいは学経の理事。私ども、現場でつな

さに見聞きをするのは、これは地域の特性かもし

れませんけれども、排他的な要素というものが非

常に強いわけです。そういう中で、これまでにな

らかたたうな常務の形でもって迎え入れた、しか

しあるたたらば皆さん方の意向でもって首に

なつたとか、そういう形ばかりなんですね。

これ定着させるのは、制度だけの問題ではな

くて、やっぱり指導機関といふものがきちんとし

て、例えば定款を今度直すということがありまし

た、定年ももしかしたら決めようとすることも

あった。内規でもって決めたり、あるいは定款で

決めているけれども、それを破のがおれの力だ

みたいな人がいっぱいいるわけでありまして、決

めたけれども実際はそうないところがない

やつぱり不退転の決意で臨むような気持ちでなく

はいけないということがありました。

私は、その中で、先ほどありましたけれども、

かなり低いです。

それから、学経の役員でございます。余り進ん

でおりませんで、単協が一農協当たり〇・四人、

信連が一・五人というところでございます。

○郡司彰君 報酬の問題を出されましたけれど

も、かなり低いです。

例えば、今の総代会あるいは総会を経て理事の

互選でもって理事長が選ばれるというシステムの

中で、意欲を持つて本当に農協、JAの常勤役員

を務めてみようという人がどのくらいいるかとい

うことなんですね。茨城の中身はわかっています

が、全国的にそんなに遜色ないとすると、おおよ

そ今局長がおっしゃったような数字よりも平均す

ると低いですよ。これは低いです。中には、あつ

いうふうに考えておりますけれども、いかがで

いること必要ではないかといふうに考えてお

ります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御存じのよう

に、中央会は系統全体の監査、指導を任務として

ありますけれども、平成八年の改正で、単協に組合員代

表の經營管理委員会と日常業務を經營能力を發揮

しながら施行していく理事会といふようなものを

つくったわけでございますけれども、やはり待遇

とか定期制だと任期制だと、この辺が実態上

としては違うことをやってきて、いろんなことが

あって常勤になるという人が非常に多い。余り

はつきり言いませんが、そういうふうな形が多い

んです。そういう中で、その金額で常勤になりま

らの方を心配しておりますけれども、大臣、そのような人材がJAに今集まるというふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(武部勤君) おっしゃるとおり、難しい単協も出てくるかもしませんね。

【理事岸宏一君退席 委員長着席】

しかし、金融担当責任者等が職員の身分のまま常勤理事になるということも可能なわけござりますので、今後、農林水産省としては、これを進める過程でどういう問題が出てくるか、場合によつてはケース・バイ・ケースというようなことも幅を持って考えていかなければならぬといふことをうなごとも私の念頭にはあるということでお答えしたいと思います。

○郡司彰君 それから、理事会と、今度は新たに經營管理委員会を設置できるということになつておりますが、それぞれ権能その他の明確にすればかなりいい形になるだらうという意見もございますし、あるいは屋上屋ではないかといふような意見がございます。

それらについては今後の運営の中できちんとした形をとるようしておけばといふふうに思いますが、この設置することができるといふふうな法案でござりますけれども、これは一定の規模で必ず設置をさせるというふうなことが先ほど来の議論の中での流れにもつたがつてくるんではないかと思ひますけれども、一定規模で必ず設置をする、必置義務といふことについてどうお考えでしあうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今後、規制緩和といふ流れの中で、業態間の競争が激化するといふふうなことを考えますと、まず組織代表の方が經營管理委員会を構成していくだいて意思決定をする、そのもとで日常的業務執行は経営能力のある常勤の理事の方が行つていくといふ体制が望ましいわけござります。

実は平成八年の農協法改正でこういう併用制を導入したんですけれども、選択制についていたといふこともございまして、今までのところ全国で

七組合、連合会を入れまして、しか導入をされていないという状況でございます。

今後、来年の四月からのペイオフ解禁等、金融業務を中心に戦略が増していくといふことがございまして、今回の法律改正におきましては、当面、敵しさを増す金融業務を、一定の資金量以上で運用しております信連と、それから外部経済との接点に立つて大規模な経済活動を行つております。

○郡司彰君 今後、広域合併が最終段階に入つてきて、進んでくるんだらうといふふうに思いますが、組織二段の問題も早晚いろんな意味での結論が出てくるんだろうと思つています。

○郡司彰君 今後、広域合併が最終段階に入つてきて、進んでくるんだらうといふふうに思いますが、組織二段の問題も早晚いろんな意味での結論が出てくるんだろうと思つています。

一つは、組織二段といふことになりますと、今、県連にいる職員がどういう身分になつてくるかといふことが出てくるんだらうと思つてゐる。例えば、全国段階に全部移つていくんだとか、あるいは単協の方に一部行くんだとかといふ話がありますけれども、この流れの中で、思うように行つたりあるいは単協の方に振り分けられるといふことが難しいのかなといふふうな感じがしております。

例えばJA大会の流れの中でも、生産性はやっぱり上げていかなくてはいけない、それには事業としてもこれだけ頑張るけれども、人員そのものも減らしていくこう、そういうことが出ているわけではありません。これは単協だけではなくて、直接の今原因としてあります県連、組織二段といふことになった場合、例えば全農のことがこれから出てまいりますけれども、それぞれの県連の職員と、お知らせいただきたいと思います。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案並びに農林中央金庫法案に関しまして質問をさせていただきます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 組織二段、現在、全共連と県共連がすべて統合している、そして全農と経済連二十七が統合をしているといふ状況で

ござります。

その統合に当たつていろいろ問題がございます。やはり県連においては役職員、特に職員の待遇をどうしていくか、どこに働き場所を

求めていくかといふことも統合をするに当たつての大きな課題になつておるところでございます。

今後、やはり私ども、もともとこの組織二段の方向にしておるところでございます。

ここに当面この經營管理委員会を義務づけるといふ方向にしておるところでございます。

○郡司彰君 今後、広域合併が最終段階に入つてきて、進んでくるんだらうといふふうに思いますが、組織二段の問題も早くいろんな意味での結論が出てくるんだろうと思つています。

○郡司彰君 今後、広域合併が最終段階に入つてきて、進んでくるんだらうといふふうに思いますが、組織二段の問題も早くいろんな意味での結論が出てくるんだろうと思つています。

一つは、組織二段といふことになりますと、どう双方言い分がいろいろございまして、その中で待遇の面もあるようございますけれども、何とか一つでも二つでも統合が進むといふふうな先例をつけて、双方の話し合いの中から、やはり我々がこうしろああしろというふうな問題ではございませんので、相互の話し合いの中から、その壁を乗り切つて、統合、簡素化という方向に進んでもらいたいといふふうに考へておる次第でございます。

○郡司彰君 終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案並びに農林中央金庫法案に関しまして質問をさせていただきます。

まず最初に、農業協同組合法の改正に関連して質問をいたします。その中でも、まず農協改革の

供給、農業の持続的発展、農村の振興にどのように取り組むことになつていくのか、その点に関しては、消費者や一般国民の理解を得ながら、食料の安定供給、農業の多面的機能の發揮、農業の持続的な発展、農村の振興といった基本理念の実現を図つていくことが最大の目的であります。

また、この基本法において、農協を含む農業団体は、基本法の理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。基本法第九条がそのように示しているわけでございます。

基本理念の実現を図る上では、農業者の協同組織として、農家組合員の営農活動を支援することを目的としている農協系統の役割は今後も極めて重要であると、かように存じます。特に、消費者や一般国民の農業に対する理解や支援を得ていくためには、農協自身が積極的に農業振興や担い手の支援を取り組んでいくことが不可欠であります。そのため、今回の農協改革においては、農協が農業者の協同組織としての原点に立ち返って、農協系統の事業、組織について抜本的な意識改革、見直しを行うべきこととしているのでござい

ます。

具体的には、當農関連事業や経済事業を改革し、地域農業の振興に重点を置く組合に再構築する、また、農協の組織を改革して、担い手のニーズに対応でき、組合員メリットを大きくする業務執行が可能となる組織体制を整備するといった改革を推進していくこととしているわけでございま

A. 全国大会において、自給率の向上等の基本理念の実現に向けた農協系統の取り組みの方向を決議するとともに、この決議を着実に実行していくため、本年一月に全中理事会において行動計画を策定し、地域農業の振興や担い手の営農支援の強化等に取り組むこととしているわけでござります。

農協系統においては、昨年十月の第二十二回JA全国大会において、自給率の向上等の基本理念の実現に向けた農協系統の取り組みの方向を決議するとともに、この決議を着実に実行していくため、本年一月に全中理事会において行動計画を策定し、地域農業の振興や担い手の営農支援の強化等に取り組むこととしているわけでござります。

いずれにいたしましても、先ほど来お話し申し上げておりますように、今回の改革が成功しなければ大変な事態になるということを、これは生産者も農協も組合員も私どもも真剣に受けとめて、こうした取り組みが着実に実施されるよう積極的に対応してまいりたいと、かように考えております。

○渡辺孝男君 農協を組合員のメリットが十分発揮できるように改革していくことだあります。農協の組織について、例えば消費者の方なんかもなかなかよくわからないということもあると思うんですね。しかし、農協そのものも自己改革をいろいろしている途中だと思います。その農協改革の現状につきまして、それからまた、今後どのようにさらに改革を進めていくのか、その点に関しましてお伺いしたいと思います。

○最初に、農協合併の進捗状況等、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。これまで最初に、農協合併の進捗状況等、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。これまでもいろいろお話をされておりましたので、なるべく簡潔にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協系統は、住専問題を契機にいたしまして、本年の三月、平成十三年三月末を目途に五百十にするという目標で合併に取り組んでまいりました。本年の四月一日現在七百の農協がございました。そして、おのおのが合併構想を持っておりまして、構想を実現した農協が三百八十五でございますので、五百十に対しまして七六%達成をしているということござい

ます。

○渡辺孝男君 私どもとしては、今後とも経営基盤の強化とい

うような観点から農協合併に取り組んでいたく

ことが重要であるというふうに考えておりまし

て、合併助成法という形では法制度を仕組みませ

んだけれども、合併に当たって税制の問題が

大変でございますので、企業再編税制の適用を受

けられるようにしましたし、合併手続の簡素化等

も措置をしたところでございます。

○渡辺孝男君 先ほども質疑がありましたけれど

も、県連と全国連の二段化のために改革をしてい

くということありますけれども、この現状と今

後との取り組みについてもお伺いしたいと思いま

す。特に、最初に経済事業に関してお伺いしたい

と思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 経済事業につきま

しては、平成十年の十月に三経済連が全農にま

して、平成十年の四月に三経済連が全農に、本年の四月に

は二十一経済連が全農と統合いたしまして、二十

七経済連が組織二段を達成していると、残りが二

十経済連でございます。

○渡辺孝男君 その残りの二十経済連の方は、今

後どのような方向で二段化が進むことになるんで

しょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 経済連の中に、自

分らは全農と合併しなくても頑張れるという主張

をしている経済連もございまして、たしか頑張る

と主張しているのはホクレンでございまして、そ

のほかの経済連は検討中または合併構想中とい

うことになっているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、共済事業に関してどのように

改革が進んできたか、この点も簡潔にお伺いし

たいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 共済事業では、昨

年の四月に四十七県共連が全共連と合併を完了いたしました。

○渡辺孝男君 では、残りの信用事業に関してどう

のよう二段化が進んでいるか、この点もお伺い

したいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 信用事業が進んで

おりませんで、現在のところ、農林中金との統合

という方針を決定している信連は二十四信連でございまして、そのうちの九信連が具体的に組織整備に向けて個別検討中ということでございます。

十五年度中に統合がありそうのが、柄木、秋

田、宮城の三信連ということになっているところ

でございます。

○渡辺孝男君 これも、統合を目指しているところ

でございました。

○渡辺孝男君 あと統合を余り目指そうとしていないところがあ

るわけですが、これはどういう観点の違いがある

んでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) やはり金融機関で

ござりますので、不良債権等をきれいにしてこ

うことでございます。確かに、統合に当たって

不良債権等を処理するというようなことが重要で

ございます。信連は信連でまた県下に単協を抱え

ておるわけでございまして、信連と単協の関係も

その統合に影響するわけでござりますし、系続み

ずから整理回収会社というものを創設いたしまし

て農協改革におきまして、農林中金を中心として

自主ルールをつくって個別農協の処理をしていく

システムをつくったわけでござりますし、系続み

と主張しているのはホクレンでございまして、そ

のほかの経済連は検討中または合併構想中とい

うことになっているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、共済事業に関してどのように

改革が進んできたか、この点も簡潔にお伺いし

たいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 共済事業では、昨

年の四月に四十七県共連が全共連と合併を完了いたしました。

○渡辺孝男君 では、残りの信用事業に関してどう

のよう二段化が進んでいるか、この点もお伺い

したいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 信用事業が進んで

おりませんで、現在のところ、農林中金との統合

という方針を決定している信連は二十四信連でございまして、そのうちの九信連が具体的に組織整

備に向けて個別検討中ということでございます。

十五年度中に統合がありそうのが、柄木、秋

田、宮城の三信連ということになっているところ

でございます。

○渡辺孝男君 これも、統合を目指しているところ

でございました。

○渡辺孝男君 先ほども質疑がありましたけれど

も、県連と全国連の二段化のために改革をしてい

くということありますけれども、いろんな組織が頑張っ

ておるわけでありますけれども、効率化、スリム化をこ

れからも追求して、いたただいたいと思います。

○渡辺孝男君 まず、農業戦略協議会を設立し、有利販売による組

合員農家の所得向上等に向けた地域農業戦略を策

定、また地域農業戦略の策定、実践のために、す

べての農協に生産販売企画専任者を配置、さらには、JAの営農指導員、大規模農家・法人、集落

営農のリーダー等のネットワーク化に取り組むと

いうことにいたしております。

○渡辺孝男君 先ほども少し議論がありましたが

れども、営農指導員の能力の向上が重要なだとい

うなことがありましたが、この点に関しまして

どういう取り組みをされていくのか、大臣の御所

見を伺いたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 組合員の営農に対する支援の一部である営農指導につきましては、農協がみずから業務として自主的に取り組むべきものであります。これまで農協システムでは営農指導員の研修、指導用手引書の作成等に取り組んできているところでございます。

また、農協システムでは原点に立ち返った農協改革を進めるということに尽きると、このように考へるわけであります。昨年十月の第二十二回JA全国大会におきまして大会決議を行うとともに、この決議を着実に実行していくために、本年一月には全国理事会におきまして行動計画を策定したところでございます。この行動計画の中では、営農指導事業については、担い手を中心とした地域農業戦略協議会を設立し、すべてのJAで自給率向上、有利販売による所得向上に向けた地域農業戦略策定、実践すること、販売事業と連動した生産販売企画専任者を全JAに配置すること等に取り組むこととしております。

これを受けまして、農協システムにおいては、全国統一の営農指導員資格認証試験の実施、全中、全農の共同開催による生産販売企画専任者研修の開催等に積極的に取り組むことといたしております。

○渡辺孝男君 この地域農業戦略会議の方には青年女性の意見も反映しようというようなお話を聞いておりますけれども、この点も含めて、この点も含め、この地域農業戦略会議の方の今後の役割、どういうことを期待しているのか、この点もお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 全中が構想しておられます地域農業戦略でございます。

従来ともすれば、農協が地域農業の振興に余り積極的ではない、構造改善に積極的だと、こういふ批判がございまして、結果的に担い手の農協離れが進んだというような危機感のもとに、今後、積極的に地域農業戦略に取り組むということ

にしております。

その際、やはり関係機関、農地流動化を担当いたします農業委員会系統でございますとか、あるいは技術指導を担当いたします普及組織でござりますとか、こういうところと連携をしながら、かつ、担い手、青年後継者、もちろん女性も入れまして、そういう方々の意見を聞きまして、一つは、いかに農産物の販売を行なうかというためのマーケティングの観点、そしてそのため地域内の農業生産をどのように展開、高付加価値化等を目指していくかという農業生産の生産性の向上といった観点から組織でございますとか、機械施設の設置でございますとかの観点、こういう観点が従来よりも重視されて策定をされていき、結果、農産物の有利販売ということと結びつきまして農協組合員の所得向上に資するという観点から策定されるというふうに伺っているところでございます。

○渡辺孝男君 こういう地域農業の戦略会議といいますか協議会みたいなものに、先ほども営農関係で指導員という話がありましたが、地域農業改良普及センターと農協の行ないます営農指導との関係でございます。

まず一つは、技術指導の面でございますけれども、既に確立された技術の徹底というのは農協の営農指導員が行い、新たに開発された高度の技術の導入、これは地域農業改良普及センターが行なうというふうに役割分担をしたい。それから、経営指導の面では、販売にかかわります出荷規格の統一、表示等につきましては農協が行い、経営体としての経営発展のための高度な経営分析、診断、債務に関する取り組みなどといふことでもあります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協システムにおきましては、ほかの金融機関と同様、これまで不良債権に関しては貸倒引当金の積み立てという形で不良債権に対応してきたわけでございますけれども、現在、緊急経済対策に見られますように、全金融機関におきまして不良債権の処理といふことが喫緊の課題となっているわけでございまして、今後は預金者が金融機関を選択するということになるわけでございまして、不良債権の抜本的な処理ということが必要でございます。

○渡辺孝男君 次に、信用事業の方の改革についてお伺いしたいと思います。

来年、平成十四年の四月にペイオフの解禁を控えまして、金融機関の改革が進められているわけあります。農協の信用事業に関しましても、本改正案によりましてどのような改善がなされてしまうのか、まずその根本のところを大臣の方からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 今回の農協改革におきましては、農家組合員が安心して貯金できる、破綻することのない農協システムを確立するという目的を持って、農協、信連、農林中金が全体として一つの金融機関として機能するような新しい金融システムを構築しようということでございます。このため、農林中金が系統の総意のもとで農協金融の基本方針、自主ルールを作成いたしました。それに即して農協、信連への指導等を行なうかような次第でございます。

○渡辺孝男君 農協の信用事業に関しまして、ペイオフ解禁前に、今回の法改正に関係なく進められていた取り組みというのがあると思うんですね。その点に関しましてどのような取り組みがなされているのか、その点、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 地域農業改良普及センターと農協の行ないます営農指導との関係でございます。

まず一つは、技術指導の面でございますけれども、既に確立された技術の徹底というのは農協の営農指導員が行い、新たに開発された高度の技術の導入、これは地域農業改良普及センターが行なうというふうに役割分担をしたい。それから、経営指導の面では、販売にかかわります出荷規格の統一、表示等につきましては農協が行い、経営体としての経営発展のための高度な経営分析、診断、債務に関する取り組みなどといふことでもあります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協システムにおきましては、ほかの金融機関と同様、これまで不良債権に関しては貸倒引当金の積み立てという形で不良債権に対応してきたわけですが、特に預金者に対する情報公開についてはどのように改善をしていくかと考えておられるのか、この点をお伺いいたします。

○渡辺孝男君 あと、経営の健全性を高めるための一つの大切なものとしましては、預金者などへ情報公開あるいは自己資本比率の充実を図ることが大事になるわけですが、特に預金者に対する情報公開についてはどのように改善をしていくかと考えておられるのか、この点をお伺いいたします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 来年の四月、ペイオフ解禁でございます。金融機関として、債権者、要するに預金者からの信頼を確保していくことのために、経営内容のディスクロージャーが極めて大事でございまして、これまでも罰則を伴いますディスクロージャーの義務づけということを法的に措置をしてきたわけでございます。

今回、今後とも預金者に対するディスクロー・ジャーナルが適正に行われるということも大事でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、問題のある農協を確実に処理していく、こちらが大事だらうと。そして、処理後にこのようないくつかの内容でござりますという姿を見せていくということでおます問題のある農協を処理し、そして健全性の高い金融機関になつたことを預金者に示していく、こういう一連の手続をとつていただきたいと、うふうに考へておるところでございます。

○渡辺孝男君 その点に関連するんですが、平成十一事業年度末で、経営改善の必要がある指標の一つであります自己資本比率四%未満といふ農協が二十七農協あるというよう農林水産省の資料で報告されておりますけれども、これはその後改善の方に向かっておるのでしようか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 御指摘のように、

平成十一事業年度で、国内金融機関の経営改善の目安でございます自己資本比率四%未満といふ農協が二十七農協ございます。

実は、六月、今月、各農協は総会を開きましていろいろな処理をいたしまして、現時点での、十二事業年度の自己資本比率が明らかになりますのは恐らく七月の末だらうというふうに考へております。各農協とも不良債権の処理等に自主的に取り組んでおりますので、この二十七農協といふ数字が極端に少なくなるというようなことはないんじゃないかなと。また、そのことが将来の健全性を確保するために避けて通れない一つの壁であろうといふうに考へております。私どもは、この外形標準的な自己資本比率云々というよりも、やっぱり経営困難に陥っている農協を処理していく、これは、みずから処理する、県内で処理する、全国相援のもとに処理する、いろんな方式がございますけれども、それをまず最優先にしたいといふうに考へておるところでございます。

○渡辺孝男君 預金者の不安を解消するために、そういう努力をしつかりやつていただいて、農協

大事だらうと。そして、処理後にこのようないくつかの内容でござりますという姿を見せていくということでおます問題のある農協を処理し、そして健全性の高い金融機関になつたことを預金者に示していく、こういう一連の手続をとつていただきたいと、うふうに考へておるところでございます。

○渡辺孝男君 その点に関連するんですが、平成十一事業年度末で、経営改善の必要がある指標の一つであります自己資本比率四%未満といふ農協が二十七農協あるというよう農林水産省の資料で報告されておりますけれども、これはその後改善の方に向かっておるのでしようか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 御指摘のように、

平成十一事業年度で、国内金融機関の経営改善の目安でございます自己資本比率四%未満といふ農協が二十七農協ございます。

実は、六月、今月、各農協は総会を開きましていろいろな処理をいたしまして、現時点での、十二事業年度の自己資本比率が明らかになりますのは恐らく七月の末だらうというふうに考へております。各農協とも不良債権の処理等に自主的に取り組んでおりますので、この二十七農協といふ数字が極端に少なくなるというようなことはないんじゃないかなと。また、そのことが将来の健全性を確保するために避けて通れない一つの壁であろうといふうに考へております。私どもは、この外形標準的な自己資本比率云々というよりも、やっぱり経営困難に陥っている農協を処理していく、これは、みずから処理する、県内で処理する、全国相援のもとに処理する、いろんな方式がございますけれども、それをまず最優先にしたいといふうに考へておるところでございます。

○渡辺孝男君 預金者の不安を解消するために、

そういう努力をしつかりやつていただいて、農協

追加で質問をさせていただきたいと思います。先ほどからお話をなつております検討会の報告によりますと、農林中央金庫に、全国中央会会長を初めとする農協系統の代表者等から成る農協金融中央本部を設置することになつておるわけあります。この中央本部の位置づけと役割について具體的に説明をしていただきたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回の農協改革法案におきまして、農林中金は、会員でございます。

信連あるいは農協の信用事業の再編強化を図るための指導的役割を果たしていく、自主的ルールをつくりまして、それに基づいて問題ある農協等を発見いたしまして指導をしていく、こういうような内容の改正を行うこととしたところでございます。

そして、この指導が効果的に機能するためには、農協、信連がこれを受け入れる必要がございまして、さらにこれを遵守していくということが必要になるわけでございます。

そして、この指導のガイドラインとなる自主ルール、基本方針というものを、農協、信連の意

向等を十分に反映したものにすることが不可欠で

ございます。各農協とも不良債権の処理等に自主的に取り組んでおりますので、この二十七農協といふ数字が極端に少なくなるというようなことはない

じゃなかつ。また、そのことが将来の健全性を

確保するために避けて通れない一つの壁であるう

といふうに考へております。私どもは、この

外形標準的な自己資本比率云々といふよりも、

やっぱり経営困難に陥っている農協を処理していく、これは、みずから処理する、県内で処理する、全国相援のもとに処理する、いろんな方式がござりますけれども、それをまず最優先にしたいといふうに考へておるところでございます。

○渡辺孝男君 今後、そういう農協系の金融機関

として、一つの金融機関として充実をしていくわ

けでありますけれども、そういう中で、今までや

はり農業者のための金融機関という特徴があるわ

けでございまして、これまで単協あるいは県信連

などが独自に行ってきて、そういう農業者のため

に非常にいろんな面で利便を図ってきたといふ点

もござります。こういう点が薄れていかないのかどうか、そういう心配もあるわけありますが、この点はどうのうにお考へなんでしょうか、この

点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 組合員農家の便

益の供与ということを第一の任務とする農協でござりますけれども、先生言われたように、ともす

れども、これから一般の金融機関との厳しい競争

をしていくわけありますけれども、今後、複雑

化そしてまた高度化する金融業務を行うために職員の資質向上に全力で取り組む必要があると思いま

す。その点に関しまして、大臣の御所見をお伺

いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 御指摘のとおり、他の金

融機関との競合が激化するということは否めませ

ん。したがいまして、そんな中で、ますます高度

化、多様化する利用者のニーズにこたえ得る人材の育成は重要な課題だと、かように認識しております。

このため、農協系统においては、職員の資質の向上を図るために、上部団体等との人材交流、全

国農協においては、信用事業に関連する資格の

取得、例えは十二年度における農協でのファイ

ナンシャルプランナーの資格取得者数は三千九百

名でございますが、こういったことが行われてお

ります。全中においては、三つの階層、トップマ

ネジメント層、ミドルマネジメント層、企画ス

タッフ層に分けました教育研究を実施することと

聞いております。

こうした人材育成は、組合員ニーズへの対応だ

けではなく、金融秩序の維持、預金者保護といつ

た社会的要請にこたえることにもなるものであり

がなつておるわけでござりますけれども、経営管

理委員会とか総会の承認を受けるということに制

度上しているわけでございます。

先生御指摘のこの本部でござりますけれども、

経営管理委員会自身には農協以外にも、林、水が

入っているわけでございまして、農協、信連のみ

の金融のあり方については農協系統関係者のみで

検討することも必要であろうというふうでござ

りますけれども、この経営管理委員会のもとに農協金融中

央本部というものを置きました、経営管理委員会

の決定に先立つて議論をするというふうなことと

すると伺つておるところでございます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 組合員農家の便益の供与ということを第一の任務とする農協でござりますけれども、先生言われたように、ともすれば自分の経営に目先をやりましてその処理ばかりでなく、これから一般の金融機関との厳しい競争をしていくわけありますけれども、今後、複雑化そしてまた高度化する金融業務を行うために職員の資質向上に全力で取り組む必要があると思いま

す。その点に関しまして、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 質問が前後しましたけれども、最後になりますけれども、生産資材の供給システムの改善につきましてお伺いしたいと思います。

今後、物流情報センターの整備や農家配送拠点の整備及び受注・発注事務を一元化する全国事務集中センター等の設置をして、例えは農業者にとつて非常にメリットのある改革を進めていくと、うな展開をどのようにされていくて、例えは農業者にとつて非常にメリットのある改革を進めていくと、うな方向にあるわけでありますけれども、このよ

うな展開をどのようにされていくて、例えは農業者にとつて非常にメリットのある改革を進めていくと、うな方向にあるわけでありますけれども、このよ

うな展開をどのようにされていくて、例えは農業者にとつて非常にメリットのある改革を進めていくと、うな方向にあるわけであります。

○国務大臣(武部勤君) 農協系統では、平成十二

年十月に行われました第二十二回JA全国大会に

おきまして、肥料・農業・農村基本法を踏まえ

て、低コスト生産の実現に向けた生産資材コストの低減を実施することが決議されているところでございます。

そのため、農協系統においては、生産資材の供給に係る業務・物流システムを改善し、広域集

中システムの構築等を通じた業務・物流コストの削減、平成十七年度を日途に全国事務集中セン

ターを設置するとともに、肥料・農業等の農家配

送拠点を、現状一万カ所を三百カ所に集約すると

いうふうにしております。

今、先生御指摘のような、ロットや配達形態を加味した大口利用者への割引、低コスト資材の普及拡大などを行うこととしておりまして、これらにより、平成十七年度までに最大で二〇%程度の生産資材コストの低減を図ろうとしておりまして、農家組合員として、生産資材販売価格がその分低下することになるものと考えます。

しかしながら、これからかなり競争政策というものが展開されることになるものと考えていますので、今農協系統が示しているこの考え方さらに努力を求めてまいりたい、かように考えております。

○渡辺孝男君 いろいろ農協でも事業を展開しているわけありますけれども、購買部あるいは販売部の事業といふものはどうも赤字になつてきてるということになりますけれども、今回のこういう流通面での改善等々が、こういう購買部あるいは販売部の方の経営改善の方にどのようにつながつてくるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) このようなな物効率化あるいは生産資材コストの低下が、農協の行います購買、販売の経営にどのように反映するかを試算するということはなかなか難しいわけでございます。

○渡辺孝男君 いろいろ農協でも事業を展開しているわけありますけれども、購買部あるいは販売部の事業といふものはどうも赤字になつてきてるということになりますけれども、今回のこういう流通面での改善等々が、こういう購買部あるいは販売部の方の経営改善の方にどのようにつながつてくるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私ども、基本的には、こういう物流コストの低減は組合員農家に還元をするということを原則にしたいというふうに考えておりますけれども、恐らく、物流拠点を整備することによりまして、までは管理コスト、農協経営から見ると管理コストが低減できる、そして、このようなサービスを行ふことによりまして農産物の販売の取扱量がふえていく、そして、農業資材の購買の量がふえていくことによって経営としての収益改善も望めるというふうに考えておりまして、現在、各農協とともに購買、販売という部門別の収益管理ということを行わせておりまして、おのとの農協が目標を持つてこの購買、販売の収益改善に取り組んでいただきたいというふうに思つております。

○渡辺孝男君 いろいろな反省の上に立つて今回の改革案を提示しているわけでありますけれども、おかげで道路などが整備されまして、生産者にしてみれば、自分の農協へ行くよりも隣の農協に行つた方が近いというようなこともあります。したがいまして、例えばでん粉工場の合理化なども我々実際に体験しておりますけれども、各単協それが三つも要つたのかなというような、そういう反省も実際しているんですね。

○政府参考人(須賀田菊仁君) そういう意味では、ただいまお話をありましたよ

うに、今後ゾーニング規制も緩和していくといふこと、さまざまな今回の改革案によりまし

て相当意識改革が進むであろう、このように期待

しておりますわけでありまして、さような意味で、組合員の生産コストの低減を図る観点から、農業機械のリース事業やカントリーエレベーター、青果物集出荷施設等の共同利用施設の設置ということについても、従来の考え方から大きく逸脱してと

いいますか、新たな発想、観点で農家負担の軽

減に農林水産省も積極的に取り組んでいかなければならぬのではないか、かように思つております。

また、農産物価格の低迷等、我が國農業をめぐる情勢が厳しさを増す中でございますので、農業者の生産コストの低減を図つていくということに

ついても、農業者の皆さん方はもとより、担い手を中心とする農業者のニーズに、農協組織も我々

も最大限的確にそうしたニーズを把握して対応す

も、当面の目標は、やはり収支均衡ということを目指に取り組んでいただきたいというふうに思つておられるところでございます。

○渡辺孝男君 あと、私も各地で農業者の方とお話しするときに、農機具等の共同利用とかリース事業というのも推進してほしいというお話を聞いて、大臣、お考えありましたらお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 全くおっしゃるとおりだと思います。

私どももいろいろな反省の上に立つて今回の改

革案を提示しているわけでありますけれども、お

かげで道路などが整備されまして、生産者にして

みれば、自分の農協へ行くよりも隣の農協に行つ

た方が近いというようなこともあります。し

たがいまして、例えでん粉工場の合理化なども

我々実際に体験しておりますけれども、各単協そ

れぞれ三つも要つたのかなというような、そういう反省も実際しているんですね。

○渡辺孝男君 農家の方々は、やはり生産資材のコスト等を削減してほしいという希望も本当に大きいけれどあります。このように農業収入が低下しているときに、農協系統からそのような価格コ

ストの安い資材が手に入れば、もちろん農協系統

を利用するということになつてまいりと存じます

ので、その点、しっかりとその方向に行くよう

に頑張っていただきたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 本件に対する質疑はこの

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 基本的に、今回の農協改革の二法案、私としては

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 本件に対する質疑はこの

程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

○渡辺孝男君 本件に対する質疑はこの

程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

る必要はない。法人化等を試みていけば、生産、流通、加工、こういったものを一体として、農業構造そのものも大きく変わってくる。所得の向上を考える場合でも、農業者が一次生産に甘んじないか、結果として農家の所得増大につながるんではないかと。今度の改革を契機に、そういったことについて真剣に対応していきたい、か

ように考えております。

○渡辺孝男君 農家の方々は、やはり生産資材のコスト等を削減してほしいという希望も本当に大きいけれどあります。このように農業収入が低下

しているときに、農協系統からそのような価格コ

ストの安い資材が手に入れば、もちろん農協系統

を利用するということになつてまいりと存じます

ので、その点、しっかりとその方向に行くよう

に頑張っていただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 本件に対する質疑はこの

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 基本的に、今回の農協改革の二法案、私としては

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 本件に対する質疑はこの

程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

### [参照]

土地改良法の一部を改正する法律案に対する修正案

土地改良法の一部を改正する法律案に対する修正案

第五条の改正規定中「協議しなければ」を「協議のよう」に改正する。

第一条の改正規定中「との調和」を「の保全」に改める。

土地改良法の一部を改正する法律案の一部を次

ついても、農業者の皆さん方はもとより、担い手を中心とする農業者のニーズに、農協組織も我々

おいて、市町村長は、協議をしようとするとき

は、あらかじめ、公聴会を開き、利害関係人及び学識経験を有する者の意見を聴かなければなりません。

第三項中「協議し、その同意を得なければならぬ」と「マケティングの分野にも意を使うことにによって相当競争力のある農業が実現していくんじゃないか、結果として農家の所得増大につながるんではないかと。今度の改革を契機に、そういったことについて真剣に対応していきたい、か

ように考えております。

○渡辺孝男君 あと、私も各地で農業者の方とお話しするときに、農機具等の共同利用とかリース事業というのも推進してほしいというお話を聞いて、大臣、お考えありましたらお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 全くおっしゃるとおりだ

と思います。

私どももいろいろな反省の上に立つて今回の改

革案を提示しているわけでありますけれども、お

かげで道路などが整備されまして、生産者にして

みれば、自分の農協へ行くよりも隣の農協に行つ

た方が近いというようなこともあります。し

たがいまして、例えでん粉工場の合理化なども

我々実際に体験しておりますけれども、各単協そ

れぞれ三つも要つたのかなというような、そういう反省も実際しているんですね。

○渡辺孝男君 農家の方々は、やはり生産資材の

コスト等を削減してほしいという希望も本当に大き

いかけであります。このように農業収入が低下

しているときに、農協系統からそのような価格コ

ストの安い資材が手に入れば、もちろん農協系統

を利用するということになつてまいりと存じます

ので、その点、しっかりとその方向に行くよう

に頑張っていただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 本件に対する質疑はこの

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 本件に対する質疑はこの

程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

○渡辺孝男君 あと、私も各地で農業者の方とお

話しするときに、農機具等の共同利用とかリース

事業というのも推進してほしいというお話を聞いて、大臣、お考えありましたらお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 全くおっしゃるとおりだ

と思います。

私どももいろいろな反省の上に立つて今回の改

革案を提示しているわけでありますけれども、お

かげで道路などが整備されまして、生産者にして

みれば、自分の農協へ行くよりも隣の農協に行つ

た方が近いというようなこともあります。し

たがいまして、例えでん粉工場の合理化なども

我々実際に体験しておりますけれども、各単協そ

れぞれ三つも要つたのかなというような、そういう反省も実際しているんですね。

○渡辺孝男君 農家の方々は、やはり生産資材の

コスト等を削減してほしいという希望も本当に大き

いかけであります。このように農業収入が低下

しているときに、農協系統からそのような価格コ

ストの安い資材が手に入れば、もちろん農協系統

を利用するということになつてまいりと存じます

ので、その点、しっかりとその方向に行くよう

に頑張っていただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 本件に対する質疑はこの

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 本件に対する質疑はこの

程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

○渡辺孝男君 あと、私も各地で農業者の方とお

話しするときに、農機具等の共同利用とかリース

事業というのも推進してほしいというお話を聞いて、大臣、お考えありましたらお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 全くおっしゃるとおりだ

と思います。

私どももいろいろな反省の上に立つて今回の改

革案を提示しているわけでありますけれども、お

かげで道路などが整備されまして、生産者にして

みれば、自分の農協へ行くよりも隣の農協に行つ

た方が近いというようなこともあります。し

たがいまして、例えでん粉工場の合理化なども

我々実際に体験しておりますけれども、各単協そ

れぞれ三つも要つたのかなというような、そういう反省も実際しているんですね。

○渡辺孝男君 農家の方々は、やはり生産資材の

コスト等を削減してほしいという希望も本当に大き

いかけであります。このように農業収入が低下

しているときに、農協系統からそのような価格コ

ストの安い資材が手に入れば、もちろん農協系統

を利用するということになつてまいりと存じます

ので、その点、しっかりとその方向に行くよう

に頑張っていただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 本件に対する質疑はこの

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 本件に対する質疑はこの

程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

○渡辺孝男君 あと、私も各地で農業者の方とお

話しするときに、農機具等の共同利用とかリース

事業というのも推進してほしいというお話を聞いて、大臣、お考えありましたらお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 全くおっしゃるとおりだ

と思います。

私どももいろいろな反省の上に立つて今回の改

革案を提示しているわけでありますけれども、お

かげで道路などが整備されまして、生産者にして

みれば、自分の農協へ行くよりも隣の農協に行つ

た方が近いというようなこともあります。し

たがいまして、例えでん粉工場の合理化なども

我々実際に体験しておりますけれども、各単協そ

れぞれ三つも要つたのかなというような、そういう反省も実際しているんですね。

○渡辺孝男君 農家の方々は、やはり生産資材の

コスト等を削減してほしいという希望も本当に大き

いかけであります。このように農業収入が低下

しているときに、農協系統からそのような価格コ

ストの安い資材が手に入れば、もちろん農協系統

を利用するということになつてまいりと存じます

ので、その点、しっかりとその方向に行くよう

に頑張っていただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 本件に対する質疑はこの

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 本件に対する質疑はこの

程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

○渡辺孝男君 あと、私も各地で農業者の方とお

話しするときに、農機具等の共同利用とかリース

事業というのも推進してほしいというお話を聞いて、大臣、お考えありましたらお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 全くおっしゃるとおりだ

と思います。

私どももいろいろな反省の上に立つて今回の改

革案を提示しているわけでありますけれども、お

かげで道路などが整備されまして、生産者にして

みれば、自分の農協へ行くよりも隣の農協に行つ

た方が近いというようなこともあります。し

たがいまして、例えでん粉工場の合理化なども

我々実際に体験しておりますけれども、各単協そ

れぞれ三つも要つたのかなというような、そういう反省も実際しているんですね。

○渡辺孝男君 農家の方々は、やはり生産資材の

コスト等を削減してほしいという希望も本当に大き

いかけであります。このように農業収入が低下

しているときに、農協系統からそのような価格コ

ストの安い資材が手に入れば、もちろん農協系統

を利用するということになつてまいりと存じます

ので、その点、しっかりとその方向に行くよう

に頑張っていただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 本件に対する質疑はこの

非常に賛成でありますので、この成立のために

頑張っていただきたいと思っております。

○委員長(太田豊秋君) 本件に対する質疑はこの

を第十項とし、第五項を第七項」を「同条第六項を

同条第十項とし、同条第五項中「協議しなければ

ならない」を「協議し、その同意を得なければなら

ない。この場合には、前項後段の規定を準用す

る」に改め、同項を同条第七項に改め、第九項に

後段として次のように加える。

この場合において、農林水産大臣又は都道府

県知事は、当該意見書に係る意見を採用しない

ときは、農林水産省令の定めるところにより、

当該意見書を提出した者に対し、遅滞なく、そ

の旨及びその理由を通知しなければならない。

第八十七条の三第二項及び第三項を改め、同条

中第六項を第十項とし、第五項を第七項とし、同

項の次に二項を加える改正規定の次に次の改正規

定を加える。

第八十七条の二第四項中「前項」を「第三項」に、

「協議する」を「協議し、その同意を得る」に改め、

同項に後段として次のように加え、同項を同条第

六項とする。

この場合において、関係市町村長は、協議を

しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開

き、利害関係人及び学識経験を有する者の意見

を聽かなければならない。

第八十七条の二第四項を改め、同項を同条第六

項とし、同条第三項の次に二項を加える改正規定

中第八十七条の二第四項中「前項」を「第三項」に

改め、同項を同条第六項とし、同項を同条第三項と

改め、同項を同条第六項に改める。

第八十七条の三の見出し及び同条第一項を改

め、同項の次に各号を加える改正規定中「事業を

除く。」に「、その土地改良事業の施行

を申請した者の申立て若しくは当該土地改良事業

の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規

定する資格を有する者の四分の一以上の者の申立

てにより、又は職権で」を加え、同改正規定のう

ち、第一号中「同意」の下に「(土地改良事業の規模

の縮小として政令で定めるものを内容とする土地

改良事業計画の変更にあつては、二分の一以上の

同意)を加え、第二号中「三分の二」を「二分の一」

に改める。

第八十七条の三第六項の改正規定中「第八十七

条の三第一項の」を「第八十七条の三第一項第一号

の」を「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同

意」とあるのは「第八十七条の三第一項の三分の二

以上の同意」を「三分の二以上の同意」とあるのは

三分の二以上の同意」第八十七条の三第一項第一

号に規定する土地改良事業の規模の縮小に係る土

地改良事業計画の変更にあつては、「二分の一以上

の同意」と、「前項第一号又は第二号」とあるのは

第八十七条の三第一項第一号に改める。

第八十七条の三第十二項の改正規定中「につ

き」の下に「当該申請をした者の申立てにより、

又は職権で」を加える。

第八十七条の三第十五項に後段を加える改正規

定中「おいて」の下に「同条第六項中「協議し、そ

の同意を得る」とあるのは「協議する」と、「協議し

なければならない。この場合において、関係市町

村長は、協議をしようとするときは、あらかじ

め、公聴会を開き、利害関係人及び学識経験を有

する者の意見を聽かなければ」とあるのは「協議し

なければならない」と、同条第七項中「協議し、その同意を

得なければならない。この場合には、前項後段の

規定を準用する」とあるのは「協議しなければなら

ない」とを加える。

第九十条の改正規定の次に次の改正規定を加え

る。

第九十五条の二第一項中「行なう」を「行う」に改

め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改め、

同条第三項中「場合において」の下に「第五条第

三項中「協議し、その同意を得なければなら

ない」とあるのは「協議しなければ」とを加える。

この場合において、市町村長は、協議をしようと

するときは、あらかじめ、公聴会を開き、利害関

係人及び学識経験を有する者の意見を聽かなければ

とあるのは「協議しなければ」とを加える。

附則第二条の見出し中「市町村長」を「市町村長

等」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、新法第五条第三項(新法

第十項並びに第九十五条第三項において準用す

る場合を含む。)及び第八十五条の四第二項の規

定を適用する場合には、これらの規定中「協議

し、その同意を得なければならない。この場合

において、市町村長は、協議をしようとするとき

は、あらかじめ、公聴会を開き、利害関係人及び学識経験を有する者の意見を聽かなければ

とあるのは、「協議しなければ」とする。

附則第二条に次の二項を加える。

この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第

四項又は第五項の規定による協議に係る土地

改良事業については、それぞれ、新法第八十七

条の二第六項又は第七項の規定は適用せず、な

お従前の例による。

附則第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改

める。

附則中第六条を第七条とし、第五条を第六条と

し、第四条を第五条とし、第三条の次に第一条を加える。

(土地改良事業計画の変更に係る同意の取得に

関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした旧法第八十七条

の三第一項の規定又は同条第六項において読み

替えて準用する旧法第四十八条第四項の規定に

よる同意の取得に係る土地改良事業計画の変更

については、それぞれ、新法第八十七条の三第三

項(第一号に係る部分に限る。)又は同条第六

項において読み替えて準用する新法第四十八条

第四項の規定は適用せず、なお従前の例によ

平成十三年六月十三日印刷

平成十三年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C